

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

午前9時00分開会

○議長（竹本 修君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするよう願います。

ここで、健康福祉課長から発言を求められておりますので、これを許します。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） おはようございます。健康福祉課から、6月8日土曜日、宮崎日日新聞に掲載されました、川南町内でグループホームを運営するNPO法人の記事について、御報告をいたします。

内容は、前理事長の娘に、勤務実態がないのに不適切に給与が支払われていたことが記されていきました。

当園は、御承知のように認知症対応型グループホームとして介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業所でございますので、本庁への取材もございました。

当該法人には、施設入所者の実態、施設入所者の状態、いわゆる介護度に応じて介護給付費が支給されており、給付費には記事のとおり公費も含まれています。

しかし、介護保険に関する人員体制に関する基準は勤務実績がない職員を含めずに示されていてクリアをしていますので介護給付費が不正に受給されたということではございません。

今回の内容につきましては、あくまでも当該NPO法人内の給与等、経営上の問題でございます。介護サービスは正規に継続して行われております。

なお、NPO法人の経営に関する指導は、県の生活・協働・男女参画課が行うこととなります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（竹本 修君） 日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順とします。

まず、米山知子君に発言を許します。

○議員（米山 知子君） 通告書に基づき質問をいたします。

先月末には高校総体、先週末には中体連の西都児湯予選に県民総合スポーツ祭と、身近なところでスポーツ大会が開催され、スポーツに関心が高まっています。

町長は町づくりの一つとしてスポーツランド構想を提唱され、設備の整備などにも積極的に取り組まれました。

また、ことしの町政運営方針の中でもスポーツランド構想の展開として、これらの施設の活用で町民の親睦とスポーツの振興を図ることや、スポーツにより交流人口をふやし、町内の商業や農漁業などの活性化を図ることなどを述べられております。

私もその考えには、いたく共感するところで、さらに健康面からもスポーツを大いに推奨していきたいものだと思っております。

しかしながら、スポーツランド構想といいましても、それを実現するためには施設面の整備だけでなく、いわゆるソフト面で相当の知恵を絞り、具体的な計画を立てて町民の皆さんに理解と協力をしていただかなければ、構想だけで終わってしまうかもしれません。

第5次長期総合計画の実施計画書のスポーツ関連を見てみますと、本年度にはスポーツ合宿助成事業など新しい取り組みもありますが、そのほかは従来の計画の踏襲に終わっているような感じがいたします。

スポーツ合宿助成事業は、どのようなところが合宿をすると想定しているのか、また、町内のスポーツ振興を図るためにどのようにしていくのか、具体的な方法をお尋ねいたします。

また、スポーツにより交流人口をふやそうということですが、このことについては県内の自治体で既に取り組んでいるところも多く、どちらかといえば川南町はスタートで出おくれた感は否めません。

どのようにしたら川南にスポーツをしに来てもらえ、交流人口をふやすことができるのか、具体的な方法をお聞かせください。

詳細については質問者席で続けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

大まかな質問をいただきました。

まず、スポーツについての重要性は議員がおっしゃるとおりでありまして、今は、競技スポーツのみではなく、生涯スポーツ、健康面も考えた上での「いつまでも、どこでも、だれでも」というキーワードで行われているところでございます。

本町のスポーツランドの構想でございますが、具体的な方法、どんな合宿を考えているかということでございますが、まず一番に言えることは今、川南町が位置している県の中央ということでございます。

そして、本年度中には高速道路がほぼ開通するということをもちまして、県内のスポーツ大会のイベントが県央、川南を含めた児湯郡で開催される大きなチャンスになっているかと思っております。

そういうことに関しましての積極的なPRをこれからやっていきたいと、それについての施設を今、充実、それから、内容についての検討をやっているところでございます。

具体的な方法ということですが、後ほどまた米山議員のほうから質問が出るかと思っておりますので、大まかに言うと、今いろんなメディアを通して川南自体をPRしているところでございますので、その中でもスポーツに関する部分は本町としましても重要な部分と認識しております。

以上です。

○議員(米山 知子君) 今のお答えは質問の要旨の1の部分だけですね、具体的な、あと2、3、4、5と私、上げておりましたが、そのほかはまた順番にということで、一つ一つ行きますか。

○町長（日高 昭彦君） はい。

○議員（米山 知子君） はい。じゃあ、1番の、スポーツにより交流を図るというのは、具体的にどのような方法で行うか、今、町長のお答えでは高速道路の開通とか、あるいは川南町が県央に位置しているということで、県内のスポーツ大会のイベントが持ってこられるだろうと、それを利用して積極的に誘致をしていきたいと、いうことですがけれども、それはわかるんですよ、言葉では。積極的に誘致とは、どういう方法で誘致をしますか。

あつ、ごめんなさい。どういうところに働きかけをしますか、どこがしますか。

○町長（日高 昭彦君） 本町のスポーツ活動につきましては、19団体1,250人で構成されています体育協会、それと25団体で520人で構成されていますスポーツ少年団、この2つを抜きには考えられないと思っております。

つまり、こういう、既にあるチーム、組織を活用しながら、町外を含めた交流試合、イベント、大会等の誘致を行っていきたくと考えております。

本年度につきましては、そういうスポーツ少年団の5集団との意見交換会を開催して、これからの方向性を現在検討しているところでございます。

○議員（米山 知子君） 今、体育協会とかスポーツ少年団、いわゆる既存の団体を活用しての誘致を考えているということですが、体育協会とかスポーツ少年団のいろんな交流試合とかしますけれども、その誘致ですけれども、じゃあ、町はそれに対してどのようにバックアップしていったらその協会とかスポーツ少年団に協力を求めますか。

○町長（日高 昭彦君） 将来的な大きな構想を申し上げますと、今、本町が目指しておりますのは、地域総合型スポーツクラブ、そういうことも含めております。

そして今、運動公園、いろんな施設を持っておりますが、最終的な形としては指定管理者制度の導入も考えておりますので、一言で言うならば町を含めた自立できるスポーツ関係の組織、そういう運営を目指しております。

○議員（米山 知子君） 私、冒頭に今回の質問は具体的にどういう施策をしていくかということを中心にお聞きしたいということを述べておりますが、今の町長の答弁は非常に抽象的でわかりにくい。

何をしたいのか、何をどういう形でするのかということですが。私のほうから具体的に、じゃあ、例を挙げて申し上げます。

例えばですね、スポーツ少年団のあるチームがよその町外のチームと練習試合をすると、そのときの、いわゆる施設使用料、そういうのはどこが負担するのか、それに至る、まあ、練習試合をするわけですから、そのチームがいろいろ相手先を探したり、相手先と交渉したりとかすると思えますけれども、そういうことはそのスポーツチームがそれぞれするんですけれども、一番やっぱり大きなネックになるのは、来てもらうためにはそれなりの経費がかかるということなんです、その経費も含めて協力依頼するだけなのか、それともスポーツランド構想ということで、川南町が上げているんだったら何かの面で町としてそれを後援する、

バックアップしていくという気持ちがあるのかどうかです。

○町長（日高 昭彦君） バックアップする気持ちがあるのかということに関しましては、十分あるつもりでございます。

スポーツ合宿についての経費の負担、そういう事業も取り組んでおりますが、基本的に、では、スポーツを誘致するときに、スポーツとしての活性化を図るときにいろんな要素があるかと思いますが、それは一概に経費だけを指しているとは私は考えておりませんし、これからの総合型スポーツクラブ指定管理者制度を見据えた上におきましては、やはり応分の使用者の負担をいただくというのは、今後自立する運営のために必要だと考えております。

○議員（米山 知子君） 使用する側が応分の負担をしてもらうというのは、もう以前からおっしゃっていることですね。ところが、今は、いわゆるスポーツによって町づくりをしていこうと、町も全面的にスポーツに取り組みますよ、ということであれば、いわゆる体育協会、あるいはスポーツ少年団というのはそれぞれの人がそれぞれの目的を持って、ある面で言えば自分のためにしていることなんですね、自分のためにしていることであれば応分の負担ということもあり得ると思います。

ところが、その側面に、川南町のためにしたいと、川南町を何とか盛り立てていきたいと、スポーツの町にしたいということであれば、あくまで自分のためだけではないと思うんですね。そういう面で応分の負担だけを求めて、川南町はただ、お願いします、と言うだけでいいのかということをお聞きしてるんです。

○町長（日高 昭彦君） 先ほどもお答えいたしました、経費の面だけでスポーツの振興という捉え方はしておりませんので、当然、川南がスポーツを振興する以上いろんな面で、ソフト面でこれからは取り組むべきだと思います。

料金について、現在はですね、行政改革大綱行動計画に基づく、全体としての取り組みを改正する予定にしております。ですから、例えば、全体の取り組みでありますから、スポーツの施設使用料のみだけでなく、行政としての、例えば窓口手数料とか、そういうものを全て含んだ行政改革の中の一つの行動計画であります。

○議員（米山 知子君） それは従来からの考えだと思いますね、行政改革大綱にのっとってするという事は。だけど町長は、いわゆるスポーツによって町づくりをするという一つの大きな柱を出されたわけなんです。そしたら、予算の使い方とすれば、何が一番重点を置くか、スポーツによって町づくりをしたいんだったら、そのスポーツ振興が進んでいこうにそのために予算を使うべきだというふうに予算の使い方ということを変えていくべきではないかと思うんです。

経済的な面だけではなくて、とおっしゃいますが、実際にそれを運営する側になりますと、一番先に問題になるのは、施設をどう確保するか、いわゆるスポーツをするための施設をどう確保するか、それにかかる経費をどうするか。皆さん、体育協会にしてもスポーツ少年団にしても、どこからも収入の道はないわけです。皆さん、自分のお金を出してしているわけ

ですから、その経費をどうするかというのは非常に大きな問題です。

練習試合をしたくても、その施設使用料がかさんでくれば、練習試合は、まあ、うちではやらないで、よそでやらせてもらう、よそでお金のかからない施設があればそこでやらせてもらおうではないかと言って町外に出ていくというのは、これは自然のことだと思うんですね。

そこらあたりが川南町としての、いわゆる町としてどの程度バックアップできるか、全ての面でバックアップじゃないんですけれども、基本的に町内でスポーツをしてもらう人に来てもらいたいということであれば、どの程度町としてバックアップするか、従来からの行政改革大綱だけでやっていくということでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 従来からのとお尋ねでございますが、やはりですね、一つのことを取り上げるんじゃなく、やはり大枠の中で物事を進めることは大事だと思っております。

ただ、今議員が御指摘にあったとおり、スポーツをどう捉えるのか、そういう面は本町として大事な部分であると考えております。

繰り返しになりますが、やはり取る物は取る、それは使用料という意味でございますが、そしてそれは、助成するものはこちらも助成する、その選択集中というのは我々のこれからの行政の問題だと思っております。

例えば文化ホールにつきまして、「モーツァルト」、自主的な活動をしていただいておりますが、そこからもやはり使用料を取っております。ただ、それに関する思いがある分は助成をするという形になっております。

今、屋外屋根付き運動場ですかね、これができて3カ月ほどたちました。

非常に料金が高過ぎる、という、いろんな指摘も、不安も指摘されたのも事実でございますが、3カ月で今2,600人、非常に多くの方々に使っていただいております。

議員がおっしゃるように、負担がどのぐらい団体にとって重いものであるかというのは十分配慮すべきだと考えております。

○議員（米山 知子君） じゃあ、まあ、それは一応おいとしまして、スポーツ交流のための具体的方法として一つ私気になりますのは、非常に川南町は宿泊施設が少ないと、今度大久保の合宿所というのを整備しましたが、まあ、あそこにしても本当に限られた人数でしかない、その中でよその町村を見ますと、やはり西都にしても日南にしても宿泊施設があったりとかしますと、大きなキャンプとかも誘致できますね、合宿もたくさんできます、そういう宿泊施設が少ない欠点というのを今後どういうふうに補っていかれるつもりですか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘のとおりでございますが、キャンプを呼ぶ場合、宿泊付きの大会を誘致する場合にそういう施設というのは非常に重要であります。

現在、合宿だけを特定いたしますと、確かに大久保だけありますので、これで足りるとは全く考えておりませんし、まあ、町内のホテル、そういう民間の力もかりながら、今後できることはやるという方向でお願いするという形でそれは、そのとき限定の、例えば簡易宿

泊所であるとか、いろんな形でこれからは取り組もうと考えております。

○議員（米山 知子君） そのときに問題が出てくればそのときに限って限定的なもので考えるということですが、大体、漠然としたものでもいいんです、そういう構想はないんですか。

できたら、問題が出てきたらそのとき考えようかという、そういうねえ、泥縄式なやり方でなくて、宿泊施設がないという欠点はわかっているわけですよ、そしたら、それがわかっている上で、もし合宿が来たらそのときにばたばたするんじゃないで、もしそういうことが、それこそ想定されたときに、想定されるわけですね、想定されたときにどう対処していくかということは、大体のアウトラインぐらいは考えておくべきじゃないですか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおりでございますが、まあ、正直に申しますと具体的に検討しておりますが、まだ、法的な問題がございますので、この場ではまだ発表はできません。

○議員（米山 知子君） 検討をしてらっしゃるということですので、それは期待をしたいと思います。

それから、先ほどの続きですけれども、既存の団体を活用してスポーツランド構想、スポーツ交流を図っていきたいということですが、予算面で見ますと体育協会とスポーツ少年団に出している予算は全く変わらないんです、ここ何年も、町長がスポーツランド構想を言われたその後も全く予算が変わらないということは、お金は出さないけれども、期待だけすると、やること、仕事だけはしてくれと、ということですが、そんなに甘くはないと思うんですね。

何かをやってほしければ、それなりのことをしないと人は動かないと思います。その予算面の配慮についてはどうお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 予算については御指摘のとおりでございますが、何度も繰り返しますが予算だけではないと考えておりますし、その根拠といいますのは、これから始まる、申請していきます総合型スポーツクラブ、これについて、大きなこれからの方向性を見出そうとしておりますので、まだ今年度中の申請になります。手続が非常に書類も多くございますので、まだ今の時点ではそれも発表はできませんけど、そういう方向で進んでおります。これからの展開だと期待していただきたいと思います。

○議員（米山 知子君） 今のお話は、総合型スポーツクラブの構想ということですね。

○町長（日高 昭彦君） それを含めて、指定管理者制度も含めて本町としてスポーツ振興に、町の活性化にどう取り組むかという大きな枠組みの取り組みであります。

○議員（米山 知子君） 今のところは、じゃあ、まあ、今年でも予算が決まりましたので、体育協会、スポーツ少年団、恐らく予算の使い方、それから、事業の仕方、去年と全く同じです、一昨年とも同じです。そういうことですね、今年度の当初予算を組むときに予算の事業の内容も全く変わらないでただの構想だけ、花火だけ打ち上げて、実際に25年度が、私

は、動いていくという考えがあったのかどうか非常に疑問に思うところです。その辺についての見解はいかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 冒頭で申しましたとおり、現在そういうスポーツ少年団の5集団との、そういう組織との意見交流会を始めているところでございます。そういうことの見解を今検討しております。

○議員（米山 知子君） スポーツ少年団のことが出ましたので、スポーツ少年団について、ちょっと御質問をさせていただきたいと思いますが、スポーツ少年団は恐らく人数的には500人前後ぐらいで推移して、ことし、さっきの町長の答弁では520人と、団員が、おっしゃいましたけれども、ここまあ過去3年、5年間の推移、数の推移、スポーツ少年団の団員の数の推移、それはわかりますか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 今の米山議員の質問にお答えいたします。

ここ5年間の推移ということでありましたが、手元にありますのがここ3年間の推移というのがあります。この3年は、あっ、済みません。資料がですね、5年準備がございました。

20年から申し上げたいと思います。20年スポーツ少年団の団員数が534人、21年が425人、22年が395人、23年が434人、24年が423人、この数字は少年団員そのものでありまして、先ほど町長が答弁いたしました520人というのは、この5集団、いわゆる育成者、それから指導者も含めての人数でございます。

以上です。

○議員（米山 知子君） ですね、子供がこれだけ減ってるのに、私、団員数がいつの間に500人超えたのかなと不思議に思ったので今お聞きしたんですが、団員数は年々維持か、前に比べると減ってる、これはもう自然の摂理で、子供の数が減っているんですから仕方がないことだと思うんですね。

ですけれども、多分いろんな事業目標の中には本年度の達成目標ということで必ず生涯学習課500人という人数を上げてらっしゃると思います。で、500人という目標を上げているならいいんですが、普通に考えましたら、子供の数が減っているんですから、右肩上がりに団員数がふえていくというのは、相当な努力をしないとふえていくはずがないんです。じゃあ、相当な努力をするつもりで500人という団員の目標数を設定するのか、その相当な努力の項目は何かと思ったときに、中身を見ますと毎年同じことの繰り返しです。

入団式と指導者講習と交流大会、それが例年全く同じ事業が繰り返されているんです。これでどうして団員数をふやすことにつながっていくのかどうかということです。あと続きがありますけど、そのことについて、まずお答えください。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） ただいまの米山議員の質問にお答えいたします。

何もしてないんでないかという御質問でしたけれども、先ほど言った中でも22年から23年にかけて40人ほどふえておりますが、このときに学校に出向きまして、いろんなパンフレッ

ト、それから、それぞれのスポーツ少年団の広報をいたしまして、各学校をずっと回ってですね、詰めてまいりました。勧誘に努めた結果がですね、40人という増でした、その後、やはりこの少子化にはちょっと届きませんで、あとは伸び悩んでいますけれども、何もしていないということではありませんで、そういった努力はいたしております。

以上です。

○議員（米山 知子君） 何もしていないと言ってるわけじゃないんですよ。従来とおりのことをしているんじゃないかと言っているの、そこは誤解のないようにお願いします。

団員をふやすのにですね、じゃあ、今、小学生、児童数は全体で何人いるのか、何%の子供が、スポーツ少年団ということで、そのスポーツに親しんでいるのか、その辺はいかがでしょうか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 今、学校の生徒さんは25年度の報告で987人ということになってますので、構成率としてはおよそ半分ほどはスポーツ少年団で活動されていると認識しております。

○議員（米山 知子君） そうですね、大体児童数が1,000人、約1,000人、団員数が約500人、半分です。これを多いと見るか、多い、スポーツやってるわ、と見るか、半分か、と見るかです。

私、そのスポーツランド構想を掲げられたときに、何が一番大事か、まずは町民みんなにスポーツは楽しいよと、生涯にかけてスポーツをしたいよ、ということ川南で育ててほしいということもあって非常に共感をしたわけなんです、ところが、今聞きますと、私も調べてみましたら約5割です、スポーツ少年団に所属しているのは。

町長が今保護者を集めての意見交換会を今年度は開くということですので、ぜひその辺で実態を聞いていただきたいんですけども、なぜ保護者がスポーツ少年団に入れないのか、子供を入れないのか、その理由です。私も何人か知り合いがおりますので聞きましたら、この児童数の減少で、それまでは各学校にあったスポーツ少年団が一つに統合されております。

そうすると、統合する場所に、統合された練習場に、ま、例えば東小学校が川南小学校まで子供を連れていかなければならない、あるいは、通山小が中央の改善センターまで連れていかなければならない、そういう送迎の負担ということも耳にすることもよくあります。だから、そういうことが理由なのか、だから、それがあから、勤めてるからとても送迎ができないからうちの子は少年団には入れられないと思うのか。

それともう一つは、経済的な負担です。やはり、スポーツ少年団で子供にスポーツをさせたいと親は思っても、経済的な負担が生じてきます。そういう経済的な負担を、先ほどの町長の答弁からすると、いわゆる社会体育的な考え方で、やる人に応分の負担をしてもらうという考え方でいいのか、それともスポーツ少年団というのが子供の教育、健全な発達を担うための教育の一環として捉えるか、それに対して、まあ周りの大人がどういうふうサポートしていけるのか、そこの2つ、分かれ目だと思います。

私は以前から、スポーツ少年団の使用料に関してはなぜ取るのかということをお願いしてきましたが、ずっと応分の負担をと、使用者には応分の負担をとということでした。ですから、これは、根本的にはスポーツ少年団を社会体育として捉えるか、それとも健全育成の教育の一環として捉えるか、大きくその2つに分けられると思うんですけれども、その辺りの見解はいかがでしょう。

○町長（日高 昭彦君） 今の御質問でございますが、やっぱりスポーツに関しての捉え方、現在、以前ですとスポーツというのは競技スポーツを指していたような風潮だったかと思っておりますが、現在は多くの人にレクリエーションを含めた生涯楽しくできるスポーツ、そういう意味合いが非常にふえてきているかと思っております。

子供にとって何が重要かと申しますと、やはり競技力を上げるのは大事なことでありますが、その前に基礎的な体力、社会性を身につけることが重要であるかと考えております。

当然、議員も、その昔というか、以前はですね、少年団もありませんでしたので、本町には、やっぱりその地域地域で遊びを含めたそれが一つの体育、スポーツであったと認識しております。

時代の流れでありますので、こういう交通事情、社会状況の中で、どこでもここでも遊んでいいというわけにはいきませんので、ある程度これからのスポーツについての位置づけは図っていきたい、位置づけをはっきりさせるべきだと考えておりますが、競技スポーツの方向と、もう一つ、生涯スポーツの方向は、両方と思っております。

○議員（米山 知子君） 今の町長の答弁は、スポーツ少年団の最初の設立意義ということからはちょっとずれてるように思います。

今問題になっているのは、今おっしゃった競技スポーツに特化したようなスポーツ少年団のあり方ということで問題になってるわけで、私はそれを勧めてるわけではありません。

どちらかという、今それが危惧されていることは、事務局、いわゆる事務局が指導すべき、育成者ですね、コーチとかそういう方たちに指導すべきであって、小学生の、いわゆるスポーツ少年団は、いかに、子供たちにスポーツ、体を動かすことは楽しいよ、ということを教えるかという団体だと思うんですね。だから、私は、児童数の半分しかスポーツ少年団に属してないというのを危惧するわけなんです。

それを町としてどういうふうに行政的にバックアップしていくかということですが、内容的な面について十分に、町としては、スポーツ少年団というのは本来こういうあり方ですよ、ということを指導者講習会とかで指導していくべきだと思いますし、保護者に対しては、スポーツ、体を動かすことは楽しいですよ、ということを体感させるためにぜひスポーツ少年団に入ってください、ということを強く言うべきだと思うんですね。まして、強く言うべきような少年団にすべきだと思うんです。

そこが、今町長は、昔は外で遊んでました、ところが、今の子供の現状見てください、何もさせないで家に帰して親がいなかったら遊びますか、外で、今、ゲームと、漫画とでほと

んど室内にこもって遊ばない子がほとんどなんです、今の社会問題ですね。その子たちをいかに外で遊ばせるか、体を動かせることが楽しいよということをお教えるかということ、ある程度そういうことに誘導してやらないと、私は、できないと思います。自然のままにしたら。そういう意味でスポーツ少年団の意義というのは子供の健全育成に対して大きいということで、ぜひ町としては大きくバックアップしていただきたいということを思っているわけで、先ほどから言いますように、スポーツ少年団を子供の健全育成の教育の一環として捉えるか、それとも大人と同じような社会体育の一環として捉えるかというところに使用料の問題が発生してくるわけなんです。

○町長（日高 昭彦君） 使用料の問題に関しましては、何度も繰り返しておりますが、応分の負担をいただく、これはですね、例えば、無料だから全ていいかという、いろんな論点はあるかと思いますが、やはり子供にとってお金を払ってスポーツをできる、そういう喜び、大切、ありがたみ、そういうのも一つの方向だと考えております。

スポーツを通じての健全育成、これは非常に大事なことだと捉えておりますし、また少年団の割合が半数だというのは県内を見て低いほうだとは感じておりませんし、私の認識が間違っていなければ高いほうだと考えております。補足のほうは生涯学習課長にお願いします。

○教育長（木村 誠君） 私の考え方ですけれども、社会体育、大きな枠ですよ、スポーツ少年団はその中の一つだと私は思っています。

社会体育は教育じゃないのか、教育です。そう思っています。ですから、スポーツ少年団、スポーツ活動を通してその目的としてというか、その手段の中で社会性を培うことですね、そういうことが出てくるわけであって、じゃあ、スポーツ少年団に入っていないからダメなのかと、子供がですね、これは保護者本人の価値観の問題だと思うんですよ。

文化活動もしたい、あるいは自分の習い事がしたい。もうちょっと学力つけてですね、上の学校に進みたいと、あるいはそこにまた違ってくるわけですよ、同じ24時間しか与えられてないわけですので。だから、そのスポーツ、まあ、今、5割、約5割ということですが、スポーツ少年団に入っている子がですね、それはふえるにこしたことはありません。私もスポーツしてきた人間ですからいっぱいしてほしい。そこらあたり、だけでもやっぱりそういう保護者ですね、やっぱりジュニアJスコラーズもあります、合唱もあります、ここも少ないです、ふやしたい、いろんな形でやっぱりやっている人たちはふやしたいということで、募集をかけてます。ですから、まあ、何もしてないちゅうことはないんですけど、陸上もですね、一の宮とか行っている子供がおりまして、何とか川南につくってほしいということで、今準備を進めております。まあ、何人希望があるかわかりませんが、何とか陸上のほうもつくってほしいということで、きてますので、何とかこう、まあ、1桁かもしれません、つくっても、何とか、なかなか指導者がいないという面がありますね、短距離あたりはですね、長距離は皆さん、まあ、愛好家的にやられてますけども、そこら辺があって、そういうことで、手をこまねているというかね、何もせんでも座っているというような状況

じゃなくて、何とかふやしたいね、ということありますけど、そこはやっぱり価値観というのがありますからですね、やっぱそれぞれ違いますので、一概に、団員数が5割切ってるからだめだとかですね、私はそういう考え方は私はありません。

以上です。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 先ほどの米山議員の質問にお答えいたします。50%というのは、四十何%なんですけれども、児湯郡の加入状況につきましても、パーセントまで出しておりませんが、新富で366人、23年度調べなんですけれども、高鍋で407人、木城で141人、都農で245人ということで、川南町がそういったお金を取るということで、弊害になっているとは思っておりません。

今、教育長がおっしゃったようにですね、やはりこういったスポーツ少年団の活動だけでなく、やはり子供さんは文化的なこともされる方もいっぱいおられるし、スポーツが苦手な方もいらっしゃると思います。まあ、よって、このパーセンテージというのは高いほうだと思っております。

○議員（米山 知子君） 何か数字だけが先に出ておりますが、50%が多いか少ないかという議論ではなくて、子供に体を動かすことの楽しさを教え込む時期と、私は、小学生時代は、思っております。

今課長の答弁の中にスポーツの苦手な子と言いましたが、恐らく、苦手意識を子供のときに持ったら一生涯その子はスポーツをしないと思います。そうなるとう結局、大人になったときの、いわゆる健康管理の面でスポーツというのに遠ざかってくるということではまたそれはそれなりの問題が出てくるんでは思いますので、苦手とか得意だとかすぐれてるとかすぐれてないとかという問題ではなくて、やはり子供に体を動かすことの楽しさというのを私は何とかいろんな形で教えたいと思うんですが、それを個々に任せておくと、今の子供たちはインドアのほうに入ってしまう、インドアのほうが居心地がいいですから、入ってしまうので、それを何とか脱したいということで、スポーツ少年団ということを利用できないかということで、スポーツ少年団のことを申し上げてるわけです。

ほかの町村に、隣町に比べて加入人数的には、児童数が変わりますのでパーセントではわかりませんが、加入人数的には、川南町は500人弱ですから多いということですが、隣町は学校施設、スポーツ少年団に関しては学校施設、あるいは公民館、町の施設を使う場合には全部スポーツ少年団の使用に関しては使用料無料なんです。意外と東児湯町というのはいろんな面で足並みをそろえることが多いんですけれども、なぜだかこのスポーツ少年団の使用料に関しては川南は独自の姿勢を貫いてるんですが、はい、この辺の見解はいかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も申しますが、これに関しましては将来の自立できる組織のためにこれからも原則的には使用料をいただくと、そういうことで、考えております。

○議員（米山 知子君） 今年度、まあ、団員の保護者に対しての意見交換会というのを企

画されてるということですので、その辺でしっかりと保護者の理由を聞いて、確かに子供の希望もあるかと思えます。スポーツ少年団に入りたいとか、入りたくないとかいうのは子供の意見もありますが、それを最終的に決定づけるのは、私は、保護者の考え方だと思います。子供がしたいから、いいよ、いいよ、とさせる親が多いのか、それとも子供はしたいと言うけれども、もろもろの事情でさせられないという親もいますので、その辺は最終的な決断というのは、私は、保護者がするのではないかと思いますので、やはり保護者の意見ということで、いかに子供たちに対して体を動かすということを今の機会に教え込むということの大切さということを意見交換会の場でしっかりしていただきたい。

それともう一つは、意見交換会には必ずもう既にスポーツ少年団の団員の保護者が呼ばれるわけですから、団員になっていない親の考えはどう聞くかです。

各小学校で、先ほど、いろんなリーフレットを配ったりして勧誘に努めたということですが、スポーツ少年団に子供を入れない親はどういう考え方なのか、教育長がおっしゃるように、いや、うちは勉強をさせたいとか、あるいは文化的な習い事をさせたいとか、ほかのスポーツクラブに通っているとか、もろもろ理由はあると思いますが、何をしてるかわからなくて、もういいですわ、ということで、子供を放任している親なのか、その辺をしっかりと把握していただきたいと思えます。

これ一つ提案ですけれども、先日の新聞に小林でハンドボールのクリニックが行われたということで、小林出身の実業団の選手を講師に雇ってクリニックを行ったと、それを見ましたら、中の子供のコメントに「初めてハンドボールをしました」というコメントがあって、私は、あっ、と思ったんですね。普通、ああいうクリニックというのは、何かをしてる、例えばサッカーをしてる子、野球をしてる子というのは、その子供たちを集めてのクリニック、いわゆる技術上達のためのクリニックが多いんですが、子供の場合には、今までしたことがないものをさせてみて、あっ、これはおもしろいねと気づかせるようなクリニック、まあ、クリニックと言っていいかどうかわかりませんが、そういう企画というのが私は非常に有効ではないかと思えます。ですから、今後のスポーツ少年団の運営と関連して、そういう、現在、スポーツに親しんでない子供たちをいかにしてスポーツ、競技スポーツだけじゃないですけれども、体を動かすことに目を覚まさせるかというふうな企画というのをぜひ考えていただきたいと思えます。

それと次にですね、子供のほうじゃなくて大人のほうなんですけど、これは本当に使用料に直結した問題ですが、平成18年に使用料の改正で改善センターと中学校体育館の料金が変わりました。同じになりました。そのときの理由は、改善センターの床面積と中学校の床面積が余り変わらないので中学校が安過ぎると、それで改善センターにあわせて高くしました、ということで、平成18年だったと思えます、料金が改定されました。

それですうっときてたわけなんですけど、途中で改善センターのほうはLED照明にかわりました、ということで、LED照明にかえたら使用料を安くしました。私、以前に、改善セ

ンターがLEDにかわったんだったら、ぜひ、使用料も関連するので、学校施設も社会体育として使うわけですから、いわゆる社会体育で使ってる団体にとっては使用料というのは大きな問題ですから、中学校体育館もLED照明に早くかえていただきたいということを、まあ、お話しはしていたんですが、その辺の、まあ、予定といたしますか、頭にあったのかどうかということをお伺いいたします。

○教育長（木村 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、体育館の照明ですけれども、中学校は昇降式になってますね、それから、小学校は川南小と通山小は昇降式なんですけどあとの3校は固定なんですので、昇降式、そのまま、じゃあ、電気をかえればいいのかというもんでありません。やっぱり全体、本体、かえなきゃいけないということですね。

これ、基準、台というのか機というのかわかりませんが、1台当たりとして15万9,000円かかります。唐瀬原中が35台ですね、それから、国光原中が28台ございます。ということになりますと、かえるだけで唐瀬原中が556万5,000円、国光原中が445万2,000円、合わせまして1,001万7,000円とかかるということですね。だから一度にはなかなかいけないと思うんですけども、本当に電力消費量はですね、かなり落ちます。いまある水銀灯は5年でかえなきゃいけないということです。すると、このLEDは15年は大丈夫だということなんですけれども、そこあたり考えますと、15年たったときには600万円ぐらいの差が出ます。

要するに、LED、15年たったときには、もうLEDつけたほうが安くなるんですけども、じゃあ、これ、いつ使うということになって、なかなかちょっと、そこまでまだ、検討できてませんけれども、金、高くかかりますので、順次という訳にもいかないと思いますし、どちらかを先にとか、そういうこともありますし、またそこは検討していきたいというふうに考えております。まあ、それだけかかるということです。

○議員（米山 知子君） お金がかかるから難しいということですか、それともお金がどっかから出てくればするつもりは十分にあるということですか。

○教育総務課長（米田 政彦君） ただいまの米山議員の御質問にお答えいたします。

今現在、今、教育長がおっしゃいましたように、既にある予算の中では、なかなかこの一括しての取りかえ工事というのは厳しいものというふうに考えておりますので、今、既に昇降式の照明器具がついていない小学校、3校あるんですけども、そちらの修繕工事と合わせて、どのように一括してやることで、経費を節減できる、あと将来的にどれだけの採算が取れるのかということを検証しながら、最終的に取りかえの時期、あと将来に渡って、体育館の老朽化も進んでおりますので、全ての小学校の体育館をどのタイミングでどのように改修していくかと、こういうところを検証しながら、具体的な改修の時期を検討したいというふうに考えています。

○議員（米山 知子君） 私、その体育館の使用料のことで、小学校体育館は非常に安いんです、使用料が。中学校は高いんです。そのときに、私、たまたま、今まで利用してたチー

○議員（米山 知子君） 広報に努力していきたいと、具体的にどういう形で、どういうところに広報されるつもりですか。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 利用していただけるのは、多分大人というよりも、少年団とか、学生とか、そういったところだと思いますのでそういったところに向けてのパンフレットを今、作成中ですので、これを配布、それから先ほど言ったように、スポーツ少年団の指導者、そういったところに練習試合を申し込んだときに、そういった、こういうところがあるよというのを宣伝していただくというか、利用していただけるよう働きかけをしていきたいと思っています。

○議員（米山 知子君） 私、今の答弁を聞いて、非常にいらっとくるんですけど、パンフレットをつくれればいいってもんじゃないんですよ。普通の企業が営業活動するとき、まず何をしますか。パンフレットをもって、相手に直接、フェイストゥフェイスですよ。実際に営業活動をしないと、営業成績は伸びないんです。パンフレットを送ったり、電話をかけたりするだけでは営業はできないんです。そこを私は、担当課はしっかりとやっていただきたいと思っています。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） おっしゃるとおりですが、米山議員が一番知っておられるとおり、スポーツ振興係、2人でございます。そこまで、ぜひどこそこ出かけて、営業活動もしたいんですけども、そういったところは総合的にやっていかなければ、この今のうちの体制で、そこまで出向いてまでというのは、なかなかできないと思っております。

ただ、おっしゃるように、確かに、もう一步進む姿勢で行いたいとは考えております。

○議員（米山 知子君） 大変すばらしい答弁でした。

今、所管課から町長に対して、人員が少ないと、そこですよ。スポーツランド構想を言ったんだったら、そこに力を投入するという姿勢です。

今の課長の発言に対して、町長、どう思われますか。

○町長（日高 昭彦君） すばらしい御指摘だと思っております。

やはり、仕事というのは結果でありますから、まあ、スポーツも同じかもしれません、頑張ったからいいとかいう世界じゃないと思いますので、先を見越した計画を立てながらやっていくべきだと思っております。

○議員（米山 知子君） 今、担当課から、非常に意欲のある発言が出たわけですから、しっかりと来年度はそれなりの人員配置、予算配備をしていきたいと思います。担当課は遠慮せず、どんどん要求したらいいと思います。スポーツランド川南を実現するためにはそこが一番大事かと思っておりますのでよろしくお願いします。

最後に、あと2分ですから、先ほど町長が、いわゆる競技スポーツでなくて、みんなが楽しめる生涯スポーツにということでおっしゃいましたね。

そこで、私、最後に通告書の何番目でしたか、ニュースポーツというのを書いていますね。ニュースポーツの普及のために購入した器具の普及状況はいくらか。いっぱい、ニュース

ポーツを普及しようとして、器具を購入してありますが、その器具の利用状況、使っているもの、使っていないものもあると思いますが、そこ辺の結果、今後の計画、お願いします。

○生涯学習課長（橋本 正夫君） 今の米山議員の質問にお答えします。

ニュースポーツといって一番、利用されており、大きいものはグラウンドゴルフ、カローリング、アジャタだと思っていますけれども、グラウンドゴルフにつきましては、皆さんご存じのとおり、いろんな分館活動、いろんな地域活動、いろんな団体で利用してもらっていますので、人数としても4,000人から、5,000人ほどの利用がっております。

カローリングにつきましては、23年の途中で購入いたしまして、23年は珍しいせいもあって、39回の699人の利用状況がありましたけれども、24年には15回、507人とちょっと下がっております。これは、一つにはカローリングが下がフローリングでなければならないこと、ある一定の広さがないければならないということで、少し普及に何があるんですけれども、それでも利用状況としてはいいほうではないかと思っております。

ただ、ほかの、アジャタが、これは定着いたしております、700人から800人の利用が、22年から24年、ほとんど、22年が720人、23年が900人、24年が800人と推移しておるわけですが、米山議員がおっしゃった、あとの囲碁ボール、インディアカ、ピンボール、シャッフルボード、スカットボール、ニチレクボール、ヒットザターゲット、こういったものは年間に四、五回の活用しかございません。購入年度も平成10年ぐらいからの購入ですので、かなり、そのものも老朽化しておりますけれども、まだ使えない状況ではありませんので、これの普及にも行っていきたいと思っております。

○議員（米山 知子君） せっかく、町長がスポーツによる町おこしということで、私、やっぱり何が一番大事かという、ずうっといつも言っておりますが、人間にとって健康が一番大事です。健康を維持するために何が大事かという、食べることと動くことなんです。そういう意味では、食と運動ということは、これは人間の幸せのための基本の2つの要素だと思います。そのために、スポーツランド構想言われたときには、非常にいいことだと、やはり、どんどん川南町でスポーツ、競技スポーツだけじゃないです、それを推進してほしいと、それによるまちづくりは素晴らしいことだと思ったので、非常に共感をしているわけです。ですから、今回もいろんなことを申し上げましたが、ぜひこのスポーツまちづくりというのを推し進めていっていただきたいと思っております。

生涯学習課に要望することは、皆さんに親しんでいただくスポーツというのは、いつでもどこでもみんなとするという、それが要素だと思います。ですから、場所が限られるとか、非常に難しいとか、天候が左右されるとか、いつでもどこでもみんなとできるというような、そういうふうなニュースポーツの工夫にぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時00休憩

午前10時10分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、川上昇君に発言を許します。

○議員（川上 昇君） 質問通告書に従って伺いますので、よろしくお願いいたします。

いわゆる「末端行政改革」については、これまで何回も、何年もかけて議論等を行ってきたようですが、結果的に、具体的な方向性が打ち出せないまま現在に至ったと認識しているところでございます。しかし、このたび「自治公民館の活性化なくして川南町の再生なし」「今、問われているのは川南町の未来である」とのふれ込みで川南町の地域づくり創造プラン、つまりは末端行政再生・再編に着手したと伺いました。これは、自治公民館の再生で、日本一元気な川南町をつくる。分館行事、予算等の大幅な見直し、改革で新しい自治をつくる。災害等、有事の際に速やかに対応できる環境整備を行うなど、かつて先人たちがなかなか達成できなかった懸案を一気に解決しようとするもので、大いに理解をしなければと体感しているところであります。

さて、先月5月7日には区長・分館長会で、また、このたびの定例会の初日ですが、さきの7日に議員全員協議会においてこのプランの説明がありました。そもそも、このプランを立ち上げた最も重大な理由はどのようなものかを、まずお伺いいたします。

次に、先ほどの区長・分館長会での資料によりますと、今後、地域では7月までの合計3回、各区・分館で概要紹介並びに意見集約、8月には議会に状況説明などとタイムスケジュール案が示してありますが、本プラン達成に向け、どのような手法でどれくらいの期間をお考えなのかお尋ねします。

続いて、5月5日の資料では、24自治公民館をつくるパターンと、小学校区ごとに6つの分館に分けるパターンの2つの案が示されていました。先日の議会全員協議会では後者の説明でしたが、それぞれ特徴があり、24自治公民館の姿もなかなか捨てがたいものがあります。やるからにはこの姿だ、というものがあると思料するわけですが、町長が目標とし、推し進める最終的な姿はどういった形なのか、お聞かせ願います。

最後に、このプランの協議や改変、あるいは周知や啓発の実施期間は、どう見積もっても、ことし中だと思われ。時間に余裕は余りありませんが、プランに対し、どれぐらいの達成度を目指しているのか。つまりは100%なのか、そこまでないのかをお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川上議員の質問にお答えいたします。

まず、このプランを立ち上げた最も最大の理由ということですが、これは大きい意味では長期総合計画に基づく「みんなで作るまちづくり」、その中で、特に地域コミュニティーの強化、これからの地域、川南町含め全国の地域——農村という意味でございしますが、その

意味についてももう一度考え直す時期であり、残念ながら川南町において振興班に未加入である方々、そして、振興班にはいるけど分館から離脱してる方々が現在発生してるのが事実でありまして、今、この事態を、もう見過ごすことはできない状況にあると感じております。これからの川南を考える場合に、この問題を避けて通っては、その先には何も無いと思っておりますので、それが一番の原因でございます。

その手法ということでございますが、プランは議員が御指摘のあったとおり、今の24区・分館をそのままの方向、もう一つが、現在こちらと考えていますのは6つの各小学校ごと、川小は2つに分けますけど、6つの地区に分ける。その意味は、やはりこれから子供たちの減少も考えられ、学校の統廃合も視野に入れる時期が来るかもしれませんので、そのときになって考えても間に合わない。つまり、今のうちから、そういう地域というのをもう一度考え直す。先ほど言った振興班に未加入者、分館を離脱する振興班、そういうのも含めて全て包含する形をつくり直す必要がある。それは、そういう組織に、自主的な組織でありますので、それに入る入らないは別にして、地域住民であると、区民であるということはまず大前提に、これからの改革を進めていこうと思っております。

これまで半世紀近い間、なかなか解決できなかった問題であります。ですから、すぐにどのようなというのは非常に難しいことを踏まえてはおりますが、ここでやはり英断をする必要があると感じておりますので、これからしっかりと自分たちの考え、そして、先ほども議員の皆様にも御説明させていただきましたし、先ほどというのは全員協議会の意味でございます。それから区長会、そして役場の職員を含めたいろんな形の検討会を、これから確実にやっていくところでございます。

目標とする最終的な形というのは、今、申しましたけど、やはり大きい形の自治公民館。今、描いているのは6つの公民館というところにおいて、そこに公民館長。というのは常勤の職員を、そこにそれなりの報酬を払って公務員としての位置づけをある意味考えながらの、そういう人たちを設置する、そういう考えの中でございます。その中には当然、振興班も入っておりますし、長寿会、子供会、そして大事な部分はやはり防災という意味でございます。消防関係を含めた、そういう自主防災組織が大きな位置づけになると考えております。

プランに対してのどのぐらいの達成を目標とするかということですが、当然問題は多くありますが、最初から目標を落とす気はございませんし、目標としては当然100%であると思っております。現実にはいろんなことが出てくると思います。これまでにできなかったことをやるわけですから、必ずいろんな意味で抵抗、反発、必ず出てくると思いますが、今、地方自治法に規定されております「住民」というのは、その属する地方公共団体から等しく役務の提供を受ける権利、それとそれに呼応する負担を分任する義務、これが規定されております。自分たちの町を、自分たちの地域を、自分たちでもう一度つくり直す。当然、その枠組みをするのは行政である役場の職員であると思っておりますが、それには限界がございますので、地域の皆さんと、もう一度いろんな形でこのプランを進めていくつもりであります。当然、

今年度中の議会提出を目指しております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 5月7日に、先ほど申し上げましたけども、区長会で町側から区長さん方に説明をしたと、こういうプランを立ち上げましたと、御協力よろしくお願ひしますということで説明をされたというふうに伺っております。そのときの資料を、私は地元の分館で運営委員会のために資料をもらったんですが、先ほど町長は答弁の中で、50年来の懸案事項であるというふうにおっしゃいました。この資料を見ますと、最近では昭和63年から町のほうでも具体的に、この末端行政の組織の対策については審議してきてるんだよと、さまざま手立ても打ってまいりましたというようなことで資料まとめてあるんですが。この資料見ますと、当初は、これは平成に入ってからなんですが、組織を72の区に分けましようかと。それから、平成9年については70の区にしましようかと、72から70区にしましようかと。そして、平成13年から平成14年、このあたりでは67ぐらいの区でしようかねというようなことで流れが、当然検討の中で、それから地元説明とかしながら、いろんな検討されたんでしようけども、そういうふうにも多少の区の数の違いもあったとしても、大方70前後かなというふうに受け取られるんですけども。今回5月7日に説明した中で、案の1が24の区、つまりは今の分館をベースにして、それをやりかえましようかというようなことだと思います。それから、我々が全協でこの間説明を受けたのは、小学校区の6つでやりましようかというふうなこと、説明を受けましたけども。この1カ月の間に、恐らく役場内でも検討があったんでしようけども、この1本だけに絞ったというふうに理解できるんですが、この辺の理由は何でしようか。伺います。

○総合政策課長（永友 尚登君） 今回の地域づくりに対する大きなポイントがあります。

まず第1点は、これまで地域をどういったふうに見直すかという観点から、先ほど議員が言われたように地区の数をいろいろと試行錯誤しておりました。最終的には115で振興班を区切った形だったと思っております。ただ、この振興班という制度が、これまでずっと川南町になじんできております。それを新たに再編統合しますと非常に困惑するというので、住民の方から理解が得られなかった。最終的に議会のほうから合意をいただけなかったというので否決を受けたわけなんです。

今回の御提案については、まず各24分館ありますが、ここの部分の全体の予算、これを一緒に考えましようかと。結局、前回の5月7日のときには、まず大きな提案を2つさせていただきましました。ただ、基本的には、方針としましては役場のほうで、行政のほうで、こちら側だけでそういった机上論だけで考えるんじゃなくて、やはりこの問題は分館、住民自治ですが、そちらのほうも一緒に考えた上でやらないと一方的なものになってしまうわけがございます。そういった中で今回、各分館の予算まで検討させていただきましました。総額2,100万を超える各分館の歳出があったわけなんです、そういった中で、実際にそこを一緒に考えさせていただけないでしようかということ、その最終的な形が6分館に検討するということ

で、今、5月と6月の区長・分館長会の中で御提案させていただいた次第であります。

以上です。

○議員（川上 昇君） ずっと長い間といいましょうか、いまだに、まだ結論は出てないっていえば出てないんですが。この問題といいましょうか、この課題について、ここにきて、また新たに案を練って、それをやってみようというふうな第一歩を踏み出されるというのは、私は大いに評価しなきゃいかんというふうに思っているところです。大いに評価し、そして理解し、協力もしなきゃいかんというふうには思っているところではあるんですが。ただ幾つか、やっぱりちょっと疑問点がありまして、後ほど、また一つ一つ聞いていこうと思うんですが。

それからもう一つ、ここでお断りしておきますけども、未加入振興班、それから分館に入っていないいわゆる振興班と未加入世帯について、私はこの場で敬遠するつもりもありませんし、侮辱するつもりもありません。六千何世帯の、それこそ先ほど町長が言われた平等に権利と義務があるというような話だったんですが、それは平等にいきなりいかんというのが頭にありますんで、そこはまず申し上げておきます。

そもそも、どうしてもせっぱ詰まったといいますか、これが重大な理由だよというのが、どうも私には伝わってこないんですが。要するに、何がこうだから困ってるんだよと。だから、その困った理由を取り除かなきゃだめなんだよということになるろうかと思うんですね。多分、今まで、それがはっきりしてないから、何度か協議検討され、地域でも説明会をしておきながら、なかなかそれに乗せかえができなかったというのがあるのは、多分、住民の理解が得られなかったと。住民が理解しなかったんじゃなくて、理解が得られなかったということじゃないかと思うんですが。やっぱり、ここは改めてここが困ってるんだというようなことを、声を大にして住民に知らしめるべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○総合政策課長（永友 尚登君） 大変申しわけありません。まず、今の御質問なんですが、住民が困ってないというか、先ほど町長が申し上げたとおり、未加入世帯が35.9%、結局64.1%の方が加入世帯なんです。で、一般の加入世帯の方からの感覚からしたら、困っているという感覚はないんじゃないかなと思っております、どちらかというと。

それで未加入世帯につきましては、先ほども町長が申し上げたとおり、住民に等しく行政サービスができるのかという部分が一番懸念される事項じゃないかなと思っております。現実、未加入世帯については、行政側からのお知らせの配付とかそういったのが、振興班を通じたそういったお知らせっていいですか、そういったことができておりません。コンビニ、スーパー等で置いて、そういった文書配付は行っておるわけですけど、やはり行政としては、公平公正な行政ができるためにどのようにしたらいいかというのを考えておりますので、それが一番のポイントじゃないかと思っております。それができないということが、やはりこの問題をずっと長く引き延ばした結果なんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 私は振興班、それから分館にはもちろん所属して、一緒にできる限りの公民館活動はやらせていただいているつもりではありますが、一方で3分の1、35%を超える人が未加入であるということなんですけども、ざっといって3分の1以上になるわけですかね、世帯数でいけば。その人たちが、果たして困ってるかどうか。困ってるのは役場だけなのかなというような気もするんですが。だから、いわゆる住民が理解しないと、そういうふうにも再編してまいりましょうという足並みはそろわないんじゃないかと思いますね。

今回も、5月と6月の区長・分館長会で説明はしましたと、確かに16分館にも役場の担当の方が来られて説明もされておりました。それは、分館に来るってことは、分館に加入してる振興班と世帯の住人に対する説明だというふうに捉えるわけなんです。まずやらなきゃいけないのは、それは後回しでいいんじゃないかと思うんですね。分館にも振興班にも加入してない未加入者の方々に対して、まず説明しなきゃいかんと。その辺の作業はされたんでしょうか。いかがでしょう。伺います。

○総合政策課長（永友 尚登君） 現段階で、5月と6月の段階では、言い方は悪いんですが、たたき台というか、まだ形が整っておりません。ですから、やはり形が整った上で御説明していきたいと思っております。もちろん、入ってない方の御意見等もいただかないといけないわけなんです。いろんな形で、これまで役場の窓口とか総合政策課のほうにも、いろんな不公平感があるということでお電話なり、直接、面接等してますので、それなりの御意見等は把握してるんじゃないかなと思っております。

それと、先ほどのつけ足しで申しわけないんですが、正直申し上げまして、未加入世帯よりもと言いますと語弊がありますが、分館に加入してない振興班の数が、今年度の4月1日現在で、もう20%超えています。261振興班あります中で、56の振興班がもう離脱しております。こういった形になりますと、もう連鎖的にふえていくんじゃないかなと思っております。ちなみに、昨年の場合が16.7%で44の振興班ですから、約5%ぐらい、12の振興班がもう既に分館から離脱しておりますので、これはやはり、このまま看過する状況ではないんじゃないかなって思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 町長がよくおっしゃってたんですが、振興班と分館はあくまでも任意団体だというようなことで、ずっと私はそれが耳になじんでるんですけども。となれば、その任意団体を通じてといいたいでしょうか、言葉は悪いんですが、利用して行政活動をやっているというようなことになろうかと思うんですね。それが一番わかりやすい言い方かと思うんですが。それはそれでやってきたんだったら、それを肉づけしていくという方法も一つはあるかなと思うんですね。5月の区長会議で説明された1案のほう、24の自治公民館というふうな説明だったと思うんですが、それも一つの手じゃないかというふうに思うんですが。要するに、組織づけてやっていく必要があるんだという認識づけをほしいなと思います。

ちょっと、うまく説明できないんですが、要するに川南町の一住民であるってことは、例

えば公民館活動も、当然あなたの義務であるんですよというようにどこまで踏み込むかどうかですよ。手っ取り早いのは、もう条例をつくって、あなたはここの自治公民館の活動をしなさいというような条例つくるかってことなんです。それが一番早いんでしょうけど、区割りを決めて、条例で。橋とか川とか道とかで区切ってやるのが一番早いんじゃないかと思うんですが。どうして、そういった思い切ったことに手を打たないのか、個人的にはふと考えるときがあるんですが、その点いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございます。条例については、確かにそのとおりでございますので、今、取り組んでいる問題について、やはりそこまで行く、それも一つの選択肢だと思うし、我々のゴールはそこにあるかと思っております。

なぜ、そういう川とか道で分けられなかったのか、過去のいきさつになるかもしれませんが、やはり川南町は歴史が、土地ではなく、人の集団から始まった振興班、それから形づくられてきた組織であるというところに、どこかでやはり一回は線を引き直す必要があると思っております。何度もこの場で答弁させていただいておりますが、振興班に属さないから個人だよという考えがあるのは、恐らく日本でここだけでありまして、どこでも、そこに住んだ以上、その地区の割り当てが来るはずでありますので、もう一度、川南のよさであった振興班、非常に弱点となりつつありますので、そこも含めて、今議員のおっしゃるように両方、振興班を壊すことはしません、あえてやはり条例でしっかり位置づける、それは非常に大事なことだと思っております。

○議員（川上 昇君） その選択肢もあるんだということで、私なんかも思いますんで、町としても、の辺はずっと選択肢の1つで、選択肢っていいんでしょうか、対策のうちの1つだということで、外さないで検討していかれたほうがいいんじゃないかというふうに思うところです。

ところで、5月7日の区長説明会の資料なんですけども、そこで補足資料ってのがありまして、県内の市町村別の自治会等加入リストという一覧表があるんですが。全部言うとも時間がありませんけども、児湯郡では高鍋町が、要するに自治公民館に対する加入率なんですけども、高鍋町が88.9%、西米良村が100%、それから木城町が79.4%、都農町が74.9%ということになっております。我が川南町は55.6%、それから新富町が52.2%ということで、川南も確かに低いんですが、新富はまだ低いというような状況であります。新富町はこの件に対して、現在、何か手を打ってるんでしょうか。その辺の調査検討はされたんでしょうか、伺います。

○総合政策課長（永友 尚登君） 新富町のほうの、こういった対策打っているのかという状況は把握しておりません。ただ、全国的にといいますか、先ほどからありますように、県内でもいろんなところがこういったまちづくり協議会だったりとか、いろんな対策を打ってるということは、県内というか全国的にも同じような、こういった自治会離れというのは全国的な状況なのかなと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） いずれにしても、全国的にやっぱり住民感情というんでしょうか、人間の生活観なり価値観が変わってきた1つのあらわれなのかもしれませんけども、全国的にそうであるということであれば、全国的に考えなきゃいかん課題かなというような気がします。

ただ、先ほど、条例でぽつとやればいいじゃないかということをお申し上げしましたけども、1つの方法でいろいろ模索しながら検討しながら決めていくんだということであれば、当然それに沿って一住民としてもやらなきゃいかんという気はするんですけども。

例えば、この間の説明会、6つの分館の話ですね、小学校区ごとに6つに分けた場合の、24個の班でもいいんですが。いずれにしても、その公民館長を決めるんだと。で、それは町が決めるんだらうと私は思います。説明会の中でそういうふうに理解したつもりです。

ところが、その下部の人、例えば何々部をつくるんですよと、どこの分館でも今やってるんですが。そういった、いわゆる運営委員っていうんですかね、この方は、今の分館の役員さんなり振興班長なりが大方つくんじゃないだろうかというような話だった。そうすると、その人たちが今後、例えば未加入世帯を、あるいは未加入振興班を取り込んでいくのかと。分館費も今まで、例えば安いところでも二千幾らでしたね、高いところが4,000円ぐらいでしたね、年間。それは年間100円でいいですよっていうような説明もあったんですが。今まで公民館活動に興味があるとか興味がないのかわかりませんが、なかなか協力できなかった。振興班、分館活動も協力できなかったという世帯の方々が、100円になったからといって、果たして、じゃあ一緒にやりましょうということができるのか。ましてや、それをどのように勧誘するのか、啓発していくのか。その辺についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○総合政策課長（永友 尚登君） まず、最初に申しあげました分館長というか、その名前については、まだ正式に名称は決まっていなわけなんです。それについては、やはり地域からの御推薦というか、今の形は尊重したいなというふうに思っております。

それから、役員につきましては、プランで御説明申しあげましたように、例えば防災部門だったり、長寿部門だったりとか、そういった中に各振興班長さん方が入っていただくような形になろうかと思っております。

それと、具体的には未加入世帯が、この大きい6つの中に入りますよということだったんですが、形の中でちょっとわかりにくいというような御意見もありましたし、そういった意味も込めまして、その中に先ほどから言います、例えば保健体育部会、教養部会、防災部会、青少年部会とか、仮にですが、こういった形を設けたときに、地域づくり部会というような形で、この中に未加入世帯の方々が一緒に入っていただくような、やはり同じこの大きな枠の中に目に見える形で入っていただければと思っております。そういった形を想像しております。

ですから、大きい6つの枠の中には未加入世帯の方々も当然入ってくる。それから、先ほど申し上げた離脱された振興班も、この中に振興班長さんとして組織委員となっていて、各部会の一員となって、地域づくりといいますか、それぞれのこの分館の中に組織していただくというふうに考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 考えはわかるんですね、なるほどと。考えはわかるんだけど、今まで何十年もかけていろいろ対策を考えながらやってきたのがなかなか実現できなかったというのは、多分やっぱり実行はなかなかできないという大きいハードルがあるんじゃないかと思うんですね。これが実行できれば、それはそれでまた大したものだという気はするんですよ、もちろん。それはします。ただ、具体的に、誰がどのようにそういうふうな雰囲気をつくっていくかっていうのが一番じゃないかと思います。だから、冒頭申し上げましたように、こうこうだから、やっぱりみんなでやりましょうよというような理解を、まず住民から理解を得ないと、なかなかこのステップが踏んでいけないんじゃないかというふうに考えるところなんです。町長、いかがでしょうか、この辺。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘のとおり、非常に難しい問題を抱えてるのは事実であります。今まで、なぜできなかったのか、なぜこれだけの時間を費やしたのか。私、半分想像の部分がありますが、やはり未加入者、そういうのに非常に、私からすればこだわり過ぎて、もっと大きな枠で、今回はある程度6つに区切ったのは、自治公民館という制度をもう一度認識していただく。それは自治公民館というのは、上からの話ではございませんけど、自治法に規定してあるとおり、平等な権利と応分の義務があるという自主的な組織をもう一度作り直して、その後に振興班の線引きでありますとか、未加入であるとか、そういうことを進めていきたいと思えます。

つまり、枠をまず決めたら、そこに私は加入する、加入しないという世界ではない。その住民であるという事実を、しっかり我々は伝えていきたいと思えます。ほかの町村と川南が違うのは、川南でいくと、私は入らんから未加入よと、個人よという理論がどうしても通ってしまう現状を迎えております。ほかの町村は、入っているけど参加しない。わかってはいるけど、きょうは行かない。まだ、我々からすれば、一つレベルが上になってるんだと私は思っております。もう、そこに存在すること自体は住民でありますよと、その自治公民館をまずつくること、それからその下のいろんな問題に取り組むことだと考えております。

○議員（川上 昇君） 町長の考えていらっしゃるのはわかったんですが。

ちょっと話変わるんですが、我々が何か新しい会に入会しましたらとか、何かちょっとした財産になるような大きいものを買いましたとかいうような場合には、必ずそれに対する、例えば取り扱い説明書ですとか、案内状だとか、いわゆるマニュアルみたいな、そういったのが必ずあるわけなんですね。

ずっと川南に住んでる場合はともかく、川南町に転入してきましたとかいった場合には、

ようこそいらっしゃいましたという言葉が合っているかどうかわかりませんが、「川南町へ、ようこそ」と。あなたの住んでこの地番は、今でいう川南町では振興班、あなたはどここの振興班になりますよ、分館は何分館ですよと、公民館活動もよろしく願いますといった案内文書はなかったのでしょうか。

幸か不幸か、私はその5月の説明会の資料で、高鍋町の分、新富町の分、例えば新富町だったら「地区自治会に加入しましょう」とか、木城町の場合、「自治公民館活動に御協力お願いします」とか、門川町も同じような感じです。高鍋町の場合は「あなたの地区は何々です」というふうに、そこで窓口で書いて、あと公民館活動をよろしく願いますというような体制をとってるようなんですが、川南町はこれまでいかがだったのでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御指摘でございますが、その部分が足りなかった、明確でなかったことが、きょうの現実を迎えているかと理解しております。

ですから、これから先に、今すること、それから何度も申しますが自治公民館のもう一つの点は、これから核家族化、高齢化を迎えたときに防災のことです。自主防災組織のことも言いましたけど。今回の東北の震災でもそうですけど、役場が行って、警察が行って、消防が行って助けたという例は数字的には非常に少ないです。まず逃げる、まず隣近所で助け合うということが先決でありますので、これは地域として取り組まないと、もう既に間に合わなくなると思っております。答えになっておりませんが、議員が御指摘された部分が川南町において足りなかった、だから現状を迎えているというふうに理解しております。

○議員（川上 昇君） 現在もそういった文書と申しますか、そういった案内はされてないんですか。

○総合政策課長（永友 尚登君） 以前と申しますか、最近では、恐らく五、六年前になろうかと思いますが、総合案内ということで、そういった未加入世帯と申しますか、解消のために、そういった窓口職員を配置した経緯はあります。ただ、やはり、もとに戻りますけど、振興班の説明するのは、全くよそから来られた方についてはなかなか難しいです。時間がかかります。ですから、議員が言われたように、自治会に加入しましょうというような、私たちこういった資料も入手しまして、そういった意味でわかりやすい案内ができないかなと、そういうところでたどり着いたところが6つの大きな自治会の組織を想定しておりまして、そういった経緯がございます。

以上です。

○議員（川上 昇君） もうこの部分は、間に合うとか間に合わんとかいうのは、また別問題として、町民課の受付の部分は受付で、それはそれでまた今からでも、やっぱりやられたほうがいいんじゃないかと思えます。もちろん今後新たな、こういった公民館のスタイルができるかわかりませんが、それになったとしても、やっぱりその作業はまず絶対にやっつくべきだと、今からでも、というふうに思えます。

それから、具体的に、じゃあこういうふうに進んでいきたいと思いますという話なんですが、夕

タイムスケジュールを見ますと、私、壇上で申し上げましたけども、5月、6月、7月の3回ほど区長・分館長会で説明すると、で、役場内でも検討していくんだというような話だったんですが。そうすると、きょうは6月ですから、もう時間がないですよ。大丈夫かなという気がするんですが。申し上げてませんが、12月には議会に提案するんだというような話なんですけども。何委員でしたっけ、役場のほうは。地域づくり検討委員会でありますとか、役場内の協議をするというようなタイムスケジュールになってるんですが。これ私は、大変申しわけありません、認識不足で申しわけないんですが、メンバーはどういった方々がされているんでしょうか、伺います。

○総合政策課長（永友 尚登君） このメンバーは係長以上の組織であります、人数が多過ぎますので、一応、検討委員会のほうは主に課長会のメンバーと、それからワーキンググループと。実質、今回の案を出す場合において、全課において、いろんな問題等ないかとか、そういった実質的な担当者レベルで、そこ辺の検討をしていただきたいということで2つのセクションに分けております。

それからもう一つ申し上げますと、このタイムスケジュール、かなりタイトでございます。ただ、やはりこの期間じゃないと、今年度やってはいけないと思っております。ただ、12月と限定しておりますが、12月で条例提案する部分につきましては、今現在、規定をしております条例なりのところで正式に議会に出す分としては、実はないわけございまして、今回、地域づくり対策審議会の設置条例を設けておるわけなんです、提案させていただいておるんですが、その部分だけが実質条例としてはあるわけですね。今、既存の分としては。

ですから、議員が先ほど言われたように、そういった条例は設けてはどうかとか、そういうことも想定した上で12月を区切っております。ですから、その条例が新たに出てきた場合を考えて12月で一応区切っておりますが、実質中身といいますか、この部分が表に出る場合は、今の時点で言いますと、新たに条例等をつくらなければ3月の当初予算の段階がタイムリミットかなというふうに考えております。ただ、それまでには当然地区住民の説明会なり、もちろん議会のほう、それから区長会とは、毎回そういった検討委員会はやるわけでありまして、そういった中でのタイムスケジュールというふうに御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議員（川上 昇君） 説明会の資料の中でのタイムスケジュールについては、そういった意味だということはわかりました。

ただ、条例を含めてという話だったんですが、法令ですとか、条例はもちろんそうなんですが、周知期間といいますか、周知啓発期間というんでしょうか。要するに、そういった期間を半年ぐらい、通常設けるんじゃないかと思うんですね。そうすると4月1日から始めましょうということであれば、もう10月1日に公布して、施行を半年後から始めますよと、施行しますというようなことになろうかと思うんですが。来年の4月からということであれば、もう、ほぼ時間がないということになってしまうんですけども。それは予定してた時期に乗

せかえられなくても、それはそれでいいかなと思うんですね、しっかり足腰ができれば。いいかなと思うんですが、十分な協議検討が必要じゃないかと思うんですけども。

役場内で係長以上でっていう話だったんですが、いわゆる職員の方々に練り上げたということで理解していいんですかね。そうしますと実際の住民の方々が、役場の職員以外の方々が入ってないというようなことになろうかと思うんですね。例えば公民館活動に参加してる人、参加してない人とか、いろんなパターンの人が何人かでも入っていると、また意見は違って来たんじゃないかと思うんですが。役場の職員だけでつくった案であれば、後でやっぱりいろんな、ちょっと言葉は悪いんですが、いちゃもんといいますか、いろんな意見がついてくるよというような想定はされなかったですか。いかがでしょう。

○総合政策課長（永友 尚登君） 先ほども申し上げましたように、役場だけでつくり上げていくプランじゃございませんでして、もう5月、6月と2回、区長・分館長会とも協議させていただいております。さらに7月には、全体ではなかなか協議が難しいということで、校区長会での検討会を設けさせていただいております。一応、振興班に加入されて分館に加入してるところからの代表者の方との協議についてはさせていただいております。それと以前も、机上論といいますか、役場の内部だけでつくり上げると、やはり住民の声を吸い上げてないということもありまして、そういった協議もさせていただきながら、個人の方についてはこれまでいろんな、先ほども申し上げたように苦情なり御意見等もいただいておりますので、これについてはずっとこちらのほうで蓄積されておりますので、そういった中身を勘案しながら形はつくっていきたいと考えております。

以上です。

○議員（川上 昇君） そうしますと、今後はどういうふうに広めていくといいますか、周知して行って行動へ移していくかということになろうかと思うんですが。一旦決めたことをやるというのが、そういうふうにやっていかないとなかなか事は進みませんから、そういうふうな流れでいくんじゃないかというふうに思うんですが。

私、ちょっと心配されるのは、なかなか新しいことには、今までのことがやっぱり楽なものですから、今までやってきてることが楽なものですから、振興班活動、それから分館活動、いわゆる公民館活動に積極的であった人も、その人からさえ理解できないということがあろうかと思うんですね。ましてや、新しく未加入世帯を取り込んでいきたいと思いますというように、例えばそういった作業の負担までしてもらおうということであれば、これはその辺は非常に、それこそハードルが高いんじゃないかと思うんですね。そこが非常に心配されるんですが。やってみないとわからんじゃないかといえば、それで終わりなんですけども。その辺の議論はいかがでしょう。区長会議でも、そういった話とかはなかったんですか。

○総合政策課長（永友 尚登君） 先ほどから申し上げますように、振興班自体は自然発生的に、任意的に派生した任意団体ですね。ですから、そこをどうのこうのはいたしません。先ほどから申し上げているように、振興班自体は今のままです。ですから、大きい形として

未加入世帯なり離脱した振興班なりをその枠の中に、6つの大きな分館の中に包含してしまうということで御理解いただきたいと思います。確かに、そのままですと自治会に入っていない方もいらっしゃると思います。先ほどから言いますように35%ぐらいいらっしゃるわけでございまして、その方々に役場から、例えば右の振興班に行ってくださいとか左の振興班に行ってくださいって、そのところはなかなか厳しいんじゃないかなと思っております。もともと、未加入世帯になった、やはり経緯があると思っております、さまざまな理由で。さらに、平成22年度からは、納税報奨金も廃止しておりますので、そういった形で、以前そういった納税報奨金制度があったことで、振興班から離脱された方もいらっしゃいます、現実。いろんな経緯で振興班から離れた方々がいらっしゃいますので、そこをやはりこちらのほうにというのはなかなか、呼びかけないということじゃなくて、厳しいんじゃないかと思っております。ただ、そういった方々と全く違った行政のあり方があっていいのかという部分が問題だと思っております。ですから、大きな枠の中で包み込ませていただきまして、例えば災害とかいろんなことが合った場合に、同じ自主防災組織なり、そういった中で、独居老人とか、例えばおひとりで住まわれている方が、何かあるときは、私はこの地区の形の中で避難ができるんだという、やはりその形をつくるのが行政じゃないかなと思っておりますので、このまま1年、2年経過しますと、さらにそういった方々がふえてまいりますと、やはり一人で心細く住まわれている方々もたくさんいらっしゃると思います。ですから、まず第一歩を踏み出して、そういった解消する方向での検討を、役場だけじゃなくて、全住民挙げて、一緒に考えていただきたいと思っております。

○議員（川上 昇君） 役場だけじゃなくて、全町民が、全住民が一緒になってというのは全く一緒なんです。私の聞き方がちょっとおかしかったんですかね。振興班に入れなきゃいかんかという話は一切してないですね。新しく、例えば、6つの公民館をつくるんだということであれば、その公民館に入れるのにと言いますか、その勧誘するのに、加入をしてもらうのに、誰が動くかということを知っているんです。振興班を離脱した人、それから分館を離脱した振興班に対して、元に戻ってくださいという作業は誰もしないですよ。する必要もない、新しく公民館をつくらうとするんだったらね。それを誰がやるかって話なんですよ。今までのシステムで、公民館活動に一生懸命だった人でも、そこまで負担をかけてしまうと、どうだろうということを知っているんですね、私は。いかがでしょうか。

○総合政策課長（永友 尚登君） 基本的には常勤のそういった職員の方を、例えば、分館長という呼び名にしますが、その方が大きな責任を追うと思います。ただし、それなりの報酬といいますか、仕事に合った報酬は考えていきたいと思っております。そこと、やはりその方おひとりだけじゃなかなか厳しいでしょうから、それは大きな枠の地区の中でのそういった各部会の方も一緒に考えて。ですから、この問題はやはり自治会というのは、誰がするかとか、やっぱり誰も考えない、できれば役はやりたくないというのが本当だろうと思っております。でも、やはりそこを誰がどのようにというシステムづくりをつくるのが、行政

の仕事じゃないかなと思っておりますが、それから先についてはやはりそういった自治会の中で、役員なり、そういった方々が御努力いただく、役場がただ漫然としてみてるとか、そういうことじゃなくて、やはり役場としても窓口はじめ、いろんな形で啓蒙もしていかないといけないし、動かないとか、そういうことではございませんので、一緒に解消に向けて考えていきたいと思っております。

○議員（川上 昇君） ここで、いろいろやりとりしても進む話じゃないなというふうには最初からわかってるつもりなんですけど、ただ私が申し上げたいのは、やっぱりまずこういうことをやるんだっていう理由、それから最終的な形、これを町民全員に周知を図られるという作業はまず大事なことだと思います。

それから、ちょっと申し上げにくいんですが、やっぱり未加入世帯の方々に、どこかで御苦労お願いして、やっぱりこういうことでやるんだよというようなことをやっぱり説明会なり、やっぱり意見集約をしないと、恐らく3,000円が100円になったからつたって、じゃあ行くわというような話じゃないですから、金額じゃないから、こういうのは。それはもう十分お分かりだと思うんですけど。その作業もやっぱり大事なことじゃないかというふうに思ってます。

それと、途中で申し上げましたけれども、もう一気に条例化するというのも一つの仕事だと思うんですけど、それをやらずして、ソフトタッチで事が進むんだったら、それに越したことはないんですけど。だけど、条例でびしっとやるんだよということだって、私は何も野蛮的な手法だとは思わないです。それはもちろんやり方なんですけど。中身なんですけどね。

そういうこともやっぱり皆さん方、検討材料の一つとして、選択肢の一つとして、今後検討していただけたらいいかなというふうに思うことを、要望として申し上げて、若干時間は残ってるんですけども、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（竹本 修君） 次に、川越忠明君に発言を許します。

○議員（川越 忠明君） 通告に従い、一般質問をいたします。

まず、始めに農業振興地域に関する取り扱いについてでございます。

今、農振、農振と聞きますけども、農業振興地域に関する、このことだと思いますが、私も勉強不足で、ちょっと勉強してきましたので、報告しますけれども、農業振興地域指定の根拠の中に、農業振興地域の整備に関する法律があるんです。これが昭和44年の7月1日にできまして、もうしかし、半世紀過ぎてるんです。そういう古い法律でございますけども、農振法という法律第6条により、関係市町村と協議の上、県知事が指定し、農林水産大臣に報告しなければならないとされています。その農業地域指定の目的及び原則として、農業の振興を図ることが必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全の発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とし、土地の自然条件、土地の利用動向、地域の人口及び産業の将来の見通しを考慮しつつ、農業の近代化のための必要な条件を備えた農業地域を安全、形成し、農業に対する公共投資、農業振興に対す

る施策を計画的に推進することを旨としております。このように、農振法という法律があるため、住民の方々が役場に相談に行っても、物事がなかなか先に進まないというのが、そういうもどかしさがあります。

川南町の現状と課題としましても、川南町においても、上記及び原則に従い、今まで優良農地の確保、保全に多額の国、県費を投じて施策を実施してきましたが、そのことは、本町の産業構造自体が農業を主たる産業として発展してきたからです。しかし、農業の構造的課題と課題、農業所得が上がらず、離農していく農家、また後継者ができない状態が続き、このままでは農業で生計を立てる町民世帯がますます減少し、基幹産業とは言えない時代が間近に迫ってきています。このことを如実に示しているのが、昔、大内、赤石、鶴戸ノ本地域に広がるミカンの、昔はかつてオレンジベルトと言われたミカン地でございますが、この地域に関してましては町、農業委員とも協働し、農振地域指定からの見直し協議をお願いするものでございます。町長の考えを伺います。

また、農業振興地域整備計画の変更、指定除外に対する考え方ですが、地域整備計画の変更について、基本的に農業的と言われる、第一種農地は原則としては計画変更、除外は認められません。しかし、農地転用の見込みのある農地については、条件によっては、計画変更、除外が可と、その他の第二種、第三種農地につきましては、条件により、計画変更、除外可能とされております。農業用施策用地については、農振の第13条第4項の政令で定める軽微な変更該当します。あくまでも、軽微な変更該当する用途を変更したものでありますので、事業中止後は農地に戻すのが原則となっております。

また、太陽光発電につきましても、国検討の指導に基づき、判断いたしますが、休耕地に太陽光発電パネルを設置したいと希望が寄せられていますが、これもまた、農振法の問題がひっかかってきます。

いずれにしましても、農業振興地域整備計画の変更、除外に関する事務におきましては、農業委員会、土地改良区等からの意見書を参考にして判断されることにありますが、農振地域は町農林水産課がかぶせると聞きます。先に述べましたとおり、農振法があるため、話が先に進まない、ジレンマ、もどかしさが伺います。町長の御意見を伺います。

次に、畑地灌がい益地に関しまして、国、県の多額な費用が投下されていることから、農振法第9条により、事業完了後8年間は計画変更、除外は困難とされております。これもまた、難しい問題でございますが、町長の寛大な御意見を伺います。

次に、川南町町営牧野の現状について伺います。この町営牧野の経営について少し触れてみたいと思います。

調査によりますと、経緯としましては昭和41年、川南町町営牧野条例にて設置。川南町直営により、運営されております。それから、昭和46年に川南牧野管理組合に委託、専任農家による運営でございます。それから、48年に児湯酪農農業協同組合に委託されております。そして、昭和51年、また川南牧野管理組合に委託、当初会員は町内酪農家18名となっております。

ます。その後、口蹄疫発生後、25年度の現在の川南牧野管理組合の実態はどうなっているのか。ほとんどが都城市の牧野に預けられ、今現在、町営牧場には何名の組合員が残っているのか、そのうち、何名の組合員が牧野を利用されているのか伺います。

今後の取り組みについてでございますが、今後もこの町営牧場を維持していくのか、この牧屋の放牧地面積、33.7ヘクタールと広大な面積なので、ほかに何か利用方法を考える余地はないのか。例えば、太陽光発電、メガソーラー建設とか、しかし平成23年に、国の補助事業、1,180万円が出ていますので、ほかの事業は厳しいのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川越議員の質問にお答えいたします。

農業振興地域に関する質問と、もう一つが川南町牧野組合についての現状ということの質問でございました。

まず最初の質問でございますが、今でいうパイロット事業のオレンジベルト地帯、面積でいうと約400ヘクタールほどございます。皆さんも御存じかとは思いますが、ほぼ山林化している現状もあるところであります。これに関しましては、本町だけでなく都農、木城も含めた上で県のほうに要請してるところでございますが、現在のところ、安倍政権になりました、10年後に農業も所得倍増にするという計画も打ち出されているところであります、農地を守るという観点から国、県のほうは農地をふやすという方向に進んでおります。

よって、明らかにオレンジベルト地帯に関しましては、もう、農地には現状として非常に厳しい状況でございますが、残念ながら、まだ、法律の網がかぶっている以上、現在においては、まだそれは解除できないと思っております。ただし、これは、我々住民が一番知るところでありますから、その生の現場の声は、当然これからもほかの町村と連携しながら要望していくところであります。

それから、太陽光発電を含めていろんな要請がきております。太陽光につきましては、現状として7つほど進んでいると認識しております。あと幾つかもまだあります。繰り返になりますが、農地をふやしてくれというふうな最近の動向になっておりますので、やはりそこにかかっています農地法でありますとか、農業振興地域のそういう法律の網というのは、やはり、ルールにのっとった上でしか、まだ転用除外ができておりません。我々が必要とする部分においては、これからもしっかりと、町としての考えを示しながら県、国とも相談しながら進めていきたいと考えております。

また、施設、例えば畑かんでもそうでしょうけど、いろんなものに関していろんな耐用年数、補助金を使った場合に、その期間内はどうしても次のものをつくるわけにはいかない、取り壊すわけにはいかないという法律がございます。それをあえてする場合には補助金返還とかいう事態も現実としては想定されます。今後どうするのか、当然、議員が指摘されたように、ほったらかしていいのかと、これは十分大事な問題でございますので、法律の性格上、農業を守るための法律でありますので、確かに非常に融通のきかないかたい部分がありますが、町としてどう対応するのかというのは、しっかり、重要な問題でありますので、これから検討をしていく必要があります。それは、時期としては非常に、早く、急いでくれという声も聞こえておりますので、我々も十分その考えを認識しているところであります。

二つ目の、川南町牧野組合でございますが、御承知のとおり、口蹄疫以降3年間牛がいない状態になりましたので、3年間その動向を見据えてきたところでありますが、昨年度末で組合員数6名ということで、これに関しても、これからの取り組みについては牧野組合の牧野検討委員会規則というのがございます。それに沿った委員会を直ちに開いて、これからどうするかというのを検討していく必要があります。その時期に来ていると認識しております。以上です。

○議員（川越 忠明君） 町長のような答弁ですけれども、これでこの質問終わりなんですよ。なぜかというと、これからその町長の答弁を私は掘り下げて今から質問したいと思っておりますけれども、今、川南町の遊休農地はどのくらいあるかということで、今400ヘクタールと聞いておりますが、例えば、大内、鶉戸の本の椎原ですか、赤石、椎原、あのあたりの遊休地も含めて400ですか、あそこだけじゃどのくらいあるんですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 川越議員の御質問にお答えいたします。

先ほど400ヘクタールと町長が申されましたのは、以前言われましたパイロット事業地、その中の畑作地帯が400ヘクタールということでございまして、ただ、その中の一部は、今、茶畑をかなりの面積で広がっておりますので、全てが遊休地ということではございません。遊休地ということでカウントしている農地というのは、特別、遊休地ではカウントしないんですが、耕作放棄地、町内における耕作放棄地というのは258ヘクタール存在すると。ただ、これは先ほど申しました400ヘクタールとはイコールではないという状況ではございます。

以上です。

○議員（川越 忠明君） この赤石、鶉戸の本、大内のみかん園の跡が相当遊休農地になっていると思うんですよ。しかし、あれをこのまま、いくら国がいろんな打ち出しをしたか知りませんが、あれだけは早く何とかしないと、もうとてもじゃない、そのみかん山の中に入りきれない怖さ、本当に荒れております。ですからこの辺は、この、川南町の権限で遊休地の網をかけるということは聞いておりますけれども、これは町内で、いろいろ今町長がおっしゃったように、いろんな会合等で話されると思いますが、今のこの遊休地をこのまま放っておく、僕は、考えは解いてほしいと思います。

特にこの、後でまた言いますけれども、これは法律があるんですよね、さっき言ったように。それが51年たっているんですよ、半世紀以上。その法律を何とかせないかんというのは僕のお願いでありまして、あとで町長にもしっかりと伺いますけれども、そういう意味で、まず町内で外される、そういう農地を今度は協議会等で検討していただきたいなと思っております。ところでございますが、それも含めて、今度は協議会で話していただければと思いますが、それは牧野のことだけじゃなくて、そのこともいろいろ話していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○農林水産課長(押川 義光君) 川越議員の御質問に再度お答えいたします。

ただいま川越議員がおっしゃいましたとおり、我々としても非常にパイロット事業を展開した土地につきましては、非常に問題意識を持っております。それで、先ほど川越議員もおっしゃいましたとおり、本町のみならず木城町、それから都農町、この西都地域におきまして、やはり農業委員会の会議でもそういう話題になって、農振担当の私どもとしても、県のほうに、今、この地域の農振地域からの除外と、一部除外ですね、全てではございません。先ほど申しましたとおりお茶畑の展開を今後展開される方々もいらっしゃいますので、その中で長年放置されて樹木がかなりたっていると、そういうような、今後、農地復元がなかなか容易でないというようなことを実態調査をした上で、そして県のほうに訴えると、そういう手段を今とろうかとしているところでございます。実際、平成22年段階で口頭による要望はしております。

ただ、その段階では国、県の施策としまして先ほど町長が申されたとおり、拡大と、やはり日本の自給率拡大というのが国、県の方針として出てきております。そういう中でも、その代替地をこの町内に求めると。県はそこを外すかわりに、では、それ相当の土地をまた農振地域として取り込みなさいという指導を受けております。それは実際問題、矛盾することです。それについてはなかなか我々としては受け入れられないという回答をしているのが現状でございます。これを、何とか希望をかなえるためには、やはり先ほど言いましたとおり現実問題として、この農地が本当に復元可能なのかというのを国、県には訴えて、そして農業振興ときちんと分けて考えていくように、本町としても方針をきちんと立てて国、県に訴えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員(川越 忠明君) 今、国とおっしゃいましたが、それはそれでいいんですけれども、さきに町長がおっしゃったように国のということでございますが、さきに述べたとおり所得が上がらないということに僕はちょっと疑念を持っています。ですから、今、川南町の農家の一戸当たりの所得はどのくらいですか。また、県民の1戸当たりの所得はどのくらいあるんですかね。国の方針では5年間で2倍とかいう話が出ておりましたけれども、今、川南町内で1戸当たりの所得はどのくらいあるんですかね。

あと、ほかにも国の方針として所得を150万円上げるとか甘い汁が出ておりますけれども、

これはこれでいいと思うんですよ。しかし、これでも間に合わないんですよ。町内の、県内の皆様ですね、何とかその所得を上げたいと。それは、全国的にそういう所得を上げるという方針だけであって、即、その民間に所得が上がるということはなかなか厳しいと。ですから、今そういう農振に引っかかるようなところ、先ほども言いましたけれども、農地転用の見込みのある農地につきましてはということが除外になるとかそういうのも出ておりますので、そういうのも検討されて、農振から外されるところは外していただいて、そして各農民の方々の所得が上がるようお願いしたいと思いますが、町長いかがですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 川越議員の御質問にお答えいたします。

現在の県民平均所得は220万円程度でございます。本町の農業所得につきましては、200万円に満たないというぐらいの平均的な所得になっております。そういうことを鑑みながら、やはり今後の農業施策というのは、国が示しておりますとおり、規模拡大というのを図っていくべく施策を講じているところでございます。

本町におきましては、土地条件が非常に集約化が可能な状況がございまして、それを積極的に進めようとしているところでございます。ただ、目の前に太陽光発電なり、目の前の所得を上げられる方策があるというのは、私たちも非常に気にしておりますけれども、ただ、農業振興法という先ほどの法律の中では、結局、農業者が今後農業を展開していく中で、より農業がしやすい状態をつくるというのが根本的な考え方でございます。

そういうことを鑑みたときに、農業用施設なり、そういうところがもうやっていけないから全てを太陽光にということにはストレートにはつなげられないと。そこに結局、農振を外してそういうものが建った、例えば工場が建ったとか住宅が建った、そのことでかえって農業がしづらいという状況が生まれるやに思います。そういうことをきちんと考えた上で判断をさせていただきたい。基本的には国、県の考え方であります農業の利便性を図るための法律ということを堅持していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議員（川越 忠明君） 課長、それは、僕が聞くのは、農地転用見込みのある農地については、条件によっては計画の除外かと。それから、その他の2種、3種の農地につきましては、条件により計画変更、除外可能とされていますということを聞いたんですよ。だから、このことについてももう一度答弁をお願いします。

○農林水産課長（押川 義光君） 川越議員の御質問に再度お答えいたします。

おっしゃるとおり、2種、3種、要するに集落に隣接しているとか、そういう土地につきましては川越議員のおっしゃるとおり、今後も転用可能でございますので、農振を外すことは可能でございます。

ただ、ここにつきましては、あくまでも農地法との絡み、これは農業委員会が所管しておりますけれども、農業委員さんの方々が転用可能であるということを前提として、そういう意味で先ほど言いましたとおり農業委員会の意見、それから土地改良区の意見をいただいて

最終的に農振除外に結びつけていくということになっておりますので、先ほどの議員のおっしゃられた内容につきましては、転用は可能であるというふうに判断しております。

以上です。

○議員（川越 忠明君） ですから私が言いたいのは、このままでは農業で生活を立てる町民の人たちがますます減少していくと、先ほども言ったんですけれども、基幹産業とは言えない時代が間近に迫ってきているということていろいろ質問したわけではありますが、よろしく願いしておきます。

それから、住民が役場に来ていろいろ相談に来ますけれども、この、農振に引っかかっていることでなかなか受け付けてもらえないと、それは何かというと、県に行っても受け付けてもらえないと、これで終わりなんです。それから、さっきの町民、農民の方々はどう感じたらいかと悩んでいるんです。ですから、せっかくそういう方々のために町長、町議会議員、いろんな方々が負託されてこの現場にいるんでありますが、そのためにも、そういう苦慮している方々のために何とか知恵をかしえていただきたいというのは私の考えでございます。

私もいろいろ調べてきましたけれども、そういうことにつきましては、もう、役場、町長、県でもう終わりなんです。ですから、法改正を国に働きかけたというのが私の一番のこのポイント、メインでございますけれども、今言ったように、なかなかこれは先に進まないんです。わかっています、皆さん方ができないこともわかっております。

ですから、あえて私は、ここに、そういうことに対しては何か方法はないかと思いつながら、いろいろ思索しながら、勉強というかいろいろ調べてきたんですけれども、やっぱりこれは国がつくった法でありますので、皆さん方がいろいろ言ってもなかなか県が許してくれないと。そういうことになりますと、どうしても、この、今51年たったこの法改正を何とかならないのかということで、今、お願いしているわけではありますが。

3月の県議会の一般質問で、県会議員が遊休農地への太陽光発電所設置についてこういう意見が出ております。農地転用許可がおりず、どこも一緒です、これは、全国ですね、おりず中断している例を聞くと。県のほうも法改正を国に働きかけてはと質問されております。私もそのとおり質問しておるんですけれども、これはなかなか、町長も担当課長もそうでしょうけれども難しい。しかし、ここに法をつくったのが国であればその国の法を改正すればいいんですよ、簡単にいえばですね。そうすると、51年もたった古い法をここでまたひとつ新しい形で改正したらと。今、憲法でも変えようかという時代ですから、このくらいは何とか、首長、全国の首長が、まずは県下の首長あたりが一丸となって、このことについては話し合い、そして国に陳情すると。たまたま、宮崎県には農林副大臣がおります。これにも、県下の首長が全員一丸となって、やっぱり呼吸を合わせないかんですから、話も通じらないかんですから、そこでいろいろ話しながら法律を変えていただく陳情をしていただくと幸いだと思っておりますが、町長に伺います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの川越議員の御指摘でございますが、まさにそのとおりだと思っておりますし、我々首長の仕事は何なのかと。やはり地方の声を、地方の現場の姿をしっかりと届けることが我々の仕事だと思っております。言われるとおり、法改正が簡単でないのは知っておりますが、だから何もしないということにはならないと思っております。現在、日本の中で都市部に住む方の人口が9割、地方が1割と、1割の声を国が聞くかという現状ではあるんですが、じゃあ国道を守ってるのは誰かという、我々は我々の自負がございますので、今、本当に議員が言われたとおり、いろんな形でそこは宮崎県として、九州として、児湯としていろんな形で声は出し続けていきたいと思っておりますし、その道はゼロではないと信じております。

以上です。

○議員（川越 忠明君） 今の法改正については、切にお願いしたいところでございます。どうかよろしく申し上げます。

それから、国、県の補助事業がいろいろありますが、その関連性について。補助事業を受けているのに対して、8年間は動かせないという規則がありますが、どうしてもその農地の一角に駐車場が必要となった場合、特例としてできるように、先ほど申しましたように国の法改正はできないものか、これもあわせてお願いするものでございます。

それから、次に、川南町牧野管理組合の実態ということで、今後の取り組みについて、今、メガソーラーがはやるといふか、今、一生懸命にどこも頑張っているようでございますが、川南町も工業団地にできておりますが、福岡の炭鉱の跡地に、これも相当な跡地でございますが、そこに大規模な太陽光発電所メガソーラーを建設する予定と。また、最近新しいですが、隣の木城でも太陽光発電所が起工式があったようでございますが、川南牧野の跡地に、先ほど言ったんですが太陽光発電所を建設する考えないかとお尋ねしたんですが、これについては町長いろいろおっしゃいましたが、考えがあるかないかを伺いたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 場所的にいいまして非常に適した場所であるのは十分承知しております。先ほどと違った意見になるかもしれませんが、議員も御承知のとおりだと思いますが、実はあそこには補助事業でつくった施設がございまして、その現状の中では、それは取り壊すことができないということにはなっております。ただ、何度も申しますように、じゃあ諦めるかということではなく、できることは我々も当然、担当課と一緒に考えて取り組もうと考えております。考えはあります。

○議員（川越 忠明君） 先ほど登壇して言ったんですけれども、この牧野も23年に国の補助を受けて1,189万円ぐらいいただいているんですけれども、この関係で、また厳しいかとは思いますが、今、川南町の税収も厳しいし、収入がなかなかということで、幸いなことに工業団地が年間600万円入るといふことでございますが、あそこは3万平米で、3万平米掛ける200円の600万円ですね。ここはすごいんですよ、そのまま引っ掛けますよ。そのまま引っ掛けますと33万7,000平米です。これを200円掛けたらとてつもない金額なんです、6,740

万円出るんです。これは工業団地を建て売りしたときですよ。これだけのあれじゃできないと思いますけれども、それにしても、あそこだけで6,000万円を超すような収入が入ってくるんですね。ですから、牧野をなくすわけにはいかんでしょうけれども、その一角に太陽発電のできる敷地はそういうふうに町の考えとして、今、お話によると考えておるということでございますので、それをよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後にまとめて言ひますけれども、この農振地については、どうか国にぜひとも県あげて、国あげて陳情して何とか、今、国の考えは考えとして、我々過疎地の宮崎県がなかなか所得が上がりません。遊んでいる遊休地は川南町におきましても400ヘクタールあると。これを何とかして生かしていくためには国の力があると思ひますよ、ですから、先ほど言つたように首長が一丸となつてこの問題に対応していただき、そして町民が安心して働ける、そういう地域にしていただきたいと、そういうふうに思つております。

どうか、地域の皆さんが喜ぶような答弁、回答を持って帰つてきていただければ幸いかなと思つております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（竹本 修君） 川越議員、答弁でしょ。

○議員（川越 忠明君） 答弁は要らん。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時49分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 3点について、質問いたします。

第1点は、堆肥センター廃止と畜ふんの適正処理の課題についてです。

本町は、畜ふんの適正処理を目的に、平成13年、鹿児島市の都市下水汚泥処理業者山有の誘致を行いました。YM菌という山有特有の発酵処理に、町は過大な共感を示し、地域の立地反対や、畜ふん処理のセンター方式の批判を押し切り、誘致を強行しました。この間、利用促進の名目で町は1億円余の補助を行ったにもかかわらず、山有は、平成21年、利用量減少を理由に2億4,000万円余の損害金請求訴訟を起こしました。訴訟に値しない誤った損害金計算や、自治体の威信にかけて誘致企業の不当性を明らかにすることでした。しかし、結果的には和解による1億円余の賠償という、不名誉な結果となりました。

お聞きしたいのは、第1に、損害金請求裁判の和解と町の責任についてです。裁判の経過と結果に対する、町長及び副町長の減給処分がされましたが、問題は山有の撤退による畜ふん処理の課題です。口蹄疫からの復興の中、牛豚糞ふんの処理課題は続きます。山有誘致の

反省と、今後、どんな方策を検討されているのか。

第2に、センター方式の誤りと畜産者の希望です。昭和年代、孫谷地区に設置されたセンター方式の失敗を教訓に、本町は集落レベルの制度事業の導入、農家個々の堆肥舎設置への町単独補助事業を行いました。ところが、そんな教訓を忘れ、平成13年、山有の誘致に合わせ、山有利用を促すために堆肥舎補助を打ち切りました。その反省と、町単独事業の復活が望まれます。

第3に、関係地域の要望に沿い、もと、山有施設の原形復活です。立地当時、山間地域の環境保全、汚泥堆肥による本町農業の風評被害の主張が正当であったことを認めることです。多目的への横滑りではなく、施設解体を含む、資産管理計画を示すことです。

第2点は、木質バイオマス事業と環境問題についてです。

農林水産課では、森林整備加速化、林業再生事業の採択について説明をしています。事業主体は宮崎森林発電所、立地場所を登り口、鶏ふん発電所、MBRの隣接地として、既に地元説明などされています。

お聞きしたいのは、第1に、町は当該事業の設置計画に対する評価と、立地協定についてどう進める考えか。原料保管に係る堆肥センターと施設の貸し付けについて、町は事業者と一体となって地元説明会を行っています。自治体の公正なあり方が問われないのかです。

第2に、宮崎森林発電所の代表はMBR事業推進者であり、その関連施設の宮崎環境組合、宮環を指導監督する立場の人です。平成11年3月、MBR関連施設の悪臭根絶の議会請願に示されているように、MBR操業とともになくなったはずの発酵施設への持ち込みと滞留が繰り返されています。新規事業への取り組みの前に、グループ企業の悪臭根絶の取り組みが先決ではないでしょうか。

第3に、原料確保のため、乱伐の懸念です。さきの議会質問でも、今日の、脱原発の課題として再生可能エネルギーとはいえ、太陽光や風力と異なり、建築材やパルプ材など主要目的以外の不良材や間伐材は限られます。また、伐採の周期も三、四十年に及びます。山間地域の原料争奪や乱伐も懸念されます。本町は、農業、漁業を育む山林保全が重要な課題です。木質バイオマス事業者の先導役をすべきではありません。

第4に、MBRや畜産振興に必要なのは木材の燃焼ではなく、畜産用おがくず代の確保ではないでしょうか。MBRが再生可能と言えるには、鶏の餌と、鶏舎のおがくずの再生産が欠かせません。MBRが持続可能を図るなら、関連事業者には木材の燃焼を勧めるのはいかなものか。まして川南町が業者の先導役を務めるのはやめて、町としての政策を示すべきではないでしょうか。

第3点は、難聴者対策についてです。年齢とともに聴覚が衰える老人性難聴の患者は全国で1千万人。そのうち、適正に補聴器を使っている人は、その10%から20%で、大部分の人が聞こえないままでいると言われています。そこで、今回は、難聴福祉対策としてヒアリング、磁気ループの活用を図ることについて提案をいたします。

磁気ループの仕組みは、音声信号を電気信号としてループに送ることで磁気を発生させ、それを、磁気誘導コイル、Tコイルと言うんだそうですけれども、その、磁気誘導コイルつきの補聴器あるいは受信機で受信することで、雑音の少ないきれいな音を聞くことができるというものです。例えば、この議場も、その磁気ループを設置すれば難聴の方でも傍聴できるということになります。川南町での積極的な推進を求める立場から、役場の窓口に設置し、その成果を確かめながら広く推進されることを提案します。町長の見解を伺います。

○町長(日高 昭彦君) ただいまの内藤議員の質問にお答えいたします。3点ほどいただきました。

まず、堆肥センターの件でございますが、その中について。堆肥センターにつきましては、もう議会でも何度も説明させていただいておりますが、農家の家畜ふんの適正処理と農家の経費の節減を目指して行った事業でございます。残念ながら、山有側からの訴えもある。そして、また、口蹄疫により存続不能という状況に陥りましたために、和解という選択をさせていただいたところでございます。事業としては、結果的に閉鎖ということになりましたので、やはりこの、町といたしましてその事業自体を軌道に乗せられなかったという責任はあるかと考えております。

それから、センター方式についてでございますが、本来、先ほども申しましたように適正処理と経費の節減、その背景にありましたのは平成11年に施行されました家畜排泄物法、正式には5年経過した16年から本格的な施行ということで、それに先立ちまして、それまで個人の堆肥舎建設に補助を出していたようでございますが、それを適正に処理されていない部分もあったということで町としてやる事業でございました。先ほど言ったとおり、口蹄疫発生、それから裁判の和解により、現在は、それは中止しております。

また、堆肥センターという方式は、口蹄疫後の防疫上の問題から、それだけの人数が一気に同じところでやるということは非常に問題があるということでございましたので、現状といたしましては、畜産者の希望を国へ要望して3戸以上の農家で共同の堆肥保管場所を整備するという事業に取り組んだところでございます。

また、堆肥センター跡地についてでございますが、これも何度も議会でも説明させていただきましたし、和解提案時に施設を買い取るということで議決もいただいております。原形復旧ということでございますが、それには非常に多額の費用も必要となりますので、現在のところ考えておりません。

2点目でございます。木質バイオマス事業についてでございますが、町といたしましては、これは宮崎県緑の産業再生プロジェクト協議会、これの事業の選択であります。この事業につきましては、県内の木材関係者の活性化、それから事業実施予定周辺環境改善を実施するという大きなメリットがあると判断して、今回の議会に予算の提案をさせていただいております。

議員から御指摘があったように、まず、その悪臭根絶が先決ではないかということでござ

います。確かに、それも非常に大きな問題でありますし、MBRに関しましては地元との確約書、既存施設の利用した鶏ふんの水分調整はしないという事に関しまして、悪臭について全てが解決する、そういう期待を持ったのも事実であります。残念ながら、見解の相違という理由から、現在もその解決には至っておりません。地域の人々が悪臭によって苦しめられているという現状は周知しているところでございます。町といたしまして、この悪臭問題を解決する最後の大きなチャンスが今回の事業の選択であると考えております。実施主体であります宮崎森林発電所と協議を進めているところでございます。この悪臭問題につきまして、現在MBRが鶏ふん貯蔵ヤードというのを、吸引方式を採用した結果、非常に、においの出る量が少なくなった、悪臭が出なくなったという事実がございますので、これら関連施設の堆肥処理施設、乾燥施設、貯蔵施設、そういうのを密封した上で、今回の悪臭の解決につながると確信しております。

現状といたしまして、こういう、悪臭が恒常化している現状を認めるわけにはいきませんので、改めてこの事業を行うに関しましても、企業の責任ということを改めて認識していただき、徹底的な、そういう防止対策を図っていただければと思っております。

原料確保のための乱伐ではないかと、そういう、本町においては林業ではなく、そういう山林保全が望まれるのではないかとという御質問でございますが、これに関しましては国、県、各自治体が定めた森林経営計画プランにのっとりした事業でございます。

このプランでは、伐採時期が来てない木材を伐採することはできませんし、県内においては、木質バイオマスの事業が5カ所計画されております。つまり、その5カ所が焼却するに用いる木材は十分確保できているということでございます。この事業に関しましては、先ほども申しましたとおり、プロジェクト協議会が採択した事業でございます、本町の問題だけではなく、県全体を見た上での判断であります。

それから、MBRの、その鶏ふん焼却発電ではなく、すみません、そういう、のこくず、そういうものを敷いた水分調節はできないのかということでございますが、この計画プランにおいては林地残材を原料とする発電計画でありますので、鶏ふん焼却発電とは全く違うものでございます。

最後に、磁気ループについてでございますが、現在、県内及び全国の市町村で、これを採用している窓口での採用は、実例はないようでございます。本町におきましても、難聴者、そういう方に関して、不自由を感じられる場合においては職員が寄り添って耳元、隣に座っての対応をしているところでございますし、特段、それについての要望は聞いておりませんし、また、補聴器のほうも、また新しい対応型の設備が必要となりますので、現在のところ、それは考えておりません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 本町が誘致した企業から裁判をされるという、極めて不名誉な事件でした。そこで一つは、山有の誘致と結果に対し、どんな反省と今後にかかすのかです。

平成13年、町は畜ふんの大量排出と土壌の過硝酸対策と称して、鹿児島市の下水処理で培養されたYM菌による処理業者の誘致を図りました。立地、地域の堆肥センター設置反対協議会によって問題点は当初から明らかでした。立地周辺や篠原川への汚染はもとより、鹿児島から持ち込む汚泥混入の堆肥が本町の農業にとって有害ではとの主張は、町当局は応じませんでした。元河野町長時代ですが、町長はどう見えていますか。

○町長（日高 昭彦君） 過去のいろんな経緯があったのは、十分承知しております。ただし、現状といたしまして、議会で説明しましたとおり、施設を買い取るという和解案で可決、和解したという現状を受けとめております。

○議員（内藤 逸子君） 当時、反対協議会の町長陳情、議会請願。13年9月ですが。山手地域のミカン、トマト、養鶏場など、農業経営の安定と同時に堆肥や河川への影響、さらに企業製品が川南農業に有益なのか、風評被害が懸念されると訴えています。また、あらゆる腐敗有機物を制限なく取り扱うとする山有の構想に対し、取り扱い物件を規定する立地協定書を事前に交わしました。

しかし、操業後の山有は取り扱い物件の拡大を求める一方、鶏ふんの利用制限など強要しました。山有の立地と操業は、地域住民にとっても、町の畜ふん対策にも逆行する政策でした。町長は減給処分をされましたが、どのように総括をされましたか。お尋ねします。

○町長（日高 昭彦君） 今の件に関しましては、先ほど申しましたように、既に裁判で和解ということで解決をしているところでございます。

○議員（内藤 逸子君） 裁判のことを聞いているのではなくて、裁判をされたから、結果が出ているからと言われますけど、町長さんはどのように総括をされているのかということですか。そのことについて。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございしますが、事業の必要性につきましては、当時、いろんな方と協議されたと思っておりますし、議会の皆さんにも説明してあると聞いております。事業がどうであったか。しかし、やっぱり結果責任というのはありますので、何がいけなかったのか、その反省点は今後に生かす必要があると思います。私といたしましても、裁判の前にも申しましたと思いますが、問題が起こったときの行政側の対応、その時間のかけ方、方向性、そういうものに関しての反省は十分に踏まえてこれからの行政に生かしていきたいと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 山有の誘致は、本町の畜ふんの適正処理に有効でなかっただけでなく、本町に対する損害金請求裁判にかけたのです。日常、100トン処理能力の施設に対して年平均一日当たり57トンを最高に、18年以降50トン以下でした。裁判に訴えた山有の誤りは、日量50トンに満たないとき50トンの差額ではなく50トンの被害を受けたとする、およそ常識にも反する理由によるものです。山有の敵対的な裁判に対して、自治体の威信にかけて対抗すべきでした。しかし、もとの静かな環境に戻ったことは歓迎すべきことでした。町長の認識はいかがですか。

○町長(日高 昭彦君) ただいま申しましたとおりでございますが、やはり反省すべき点は反省して、これからどう生かすか。それを考えるのが非常に重要な問題だと考えております。

○議員(内藤 逸子君) 町は1億円余の和解の理由として、施設の活用を挙げました。しかし、鶏ふんは山有の利用制限により、大半がもとの系列処理場に返り、和牛、養豚は口蹄疫復旧以後の新たなふん尿処理の探求も始まっています。センター方式ではなく、個別または系列化の処理対策が改めて問われていると思いますが、いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 先ほど答弁させていただきましたけど、口蹄疫後の対応といたしまして、センター方式でいくと防疫上の問題があるということから、現在は、町の体制といたしましては、3戸以上の、そういう事業に対しての補助を国に要望して実施してきたところでございます。

○議員(内藤 逸子君) 堆肥センターの誘致のとき、平成13年度末で打ち切った町単独の堆肥舎設置補助の復活が求められると思います。当初は21万円の、事業費の3分の1補助で始まり、打ち切り前には限度額300万円の3分の1、100万円の補助制度で園芸耕種農家も含め、町内に149件の堆肥施設ができたのです。その復活を強く求めます。いかがですか。

○町長(日高 昭彦君) 排泄物の管理につきましては、先ほど言いましたけど、平成11年に家畜排泄物法が施行されて以来、当然、各自の責任ですする必要がありますし、現在の補助事業として、個人の堆肥舎に関しての補助は全て、もう終了しておりますので、国の見解としましては法律が本格的に実施された平成16年までに解決したという判断で動いております。

○議員(内藤 逸子君) 町は、和解の理由として6,600万円の再開計画を示しましたが、その検討もしないうちに、今度は木質バイオマスの計画に便乗して事業者への貸し付けを図ろうとしています。関係地域では、施設の貸し付けをやめ、撤去を求める要求書を町に提出しています。山手地区の懸念をはらし、正しかった要望に応え、町の責任ある施設管理、または原形復帰を強く要求します。お答えください。

○町長(日高 昭彦君) 堆肥センターの跡地利用に関しましては、既に議員の皆様にも何度も御説明したとおり、いろんな案がございました。残念ながら、きょう現在としてどれも実施に至ってはおりません。今、議員の御指摘のとおり全てをもとに戻すというのは、先ほども答弁させていただきましたけど、我々として一番大事なことは、あの堆肥センターを有効に利用することであり、1億円で買い取った以上それに対して償却していくと。もとに戻すということは非常に多くの費用を必要といたしますので、そこは十分に総合的に検討しております。

○議員(内藤 逸子君) 第2点の木質バイオマス事業と環境問題についてです。

町は、木質バイオマス事業について県の採択を受けたとして説明をしています。事業主体の宮崎森林発電所の申請事業について、町の評価と立地契約等の協議をどう進めているのか。登り口のMBRに隣接する場所への設置について、町との立地協定及び地域との公害防止協

定等の指導はされているのか。その対策が先決ではありませんか。さらに、町の用地と施設利用に係る関係地域への説明会を事業者と一体で開催しているのは、特定業者への利益提供ではありませんか。いかがですか。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長から申されましたとおり、この事業自体が産業再生プロジェクト協議会で採択を受けたということでございます。それで、その段階で立地地点は登り口1に該当するということで、登り口1の振興班への説明と同意取得、それから2、3についての事業説明会を事業主体のほうで設置されたということで、その段階で事業採択通知を私どもは受けた次第でございます。その後、本町の見解としましては、先ほど町長が申しましたとおり、周辺環境の整備ということを中心にしながら周辺への説明の不足ということから、6月3日にMBRと同じような条件で、半径500メートル以内の住民に対する説明会を町として開催したということございまして、議員のおっしゃるような、一体となって事業推進を図ったと、そういうスタンスではございません。あくまでも、前例に従いまして周辺地域の住民の方々に説明を行っていただいたというスタンスで、そのようなことを行いました。

また、もう一つ堆肥センター周辺地域にも同時に展開してまいりましたが、これも同じようなスタンスでございまして、やはり町として住民の方から、やはり町有地を貸していただきたいというお話があった段階で、周辺の方々にどういう理由で使うのかというのは、特に、先ほどからありましたとおり堆肥センターの跡地利用でございまして、当時のころから周辺地域の方々とはいろいろ紆余曲折がございました。そのことを踏まえて、あらかじめいろいろな事業の説明をした上で最終判断をしようということで参った次第でございまして、町のスタンスはあくまでも事業体と一体となってということではございませんので、その部分は御理解いただきたいと思います。以上です。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 木質発電所の予定地が、昭和年代の山下商事の鶏ふん中間処理施設、平成5年の鶏ふんの炭化及び発酵施設、さらには平成17年操業のMBRに隣接する用地で、周辺の居住環境や農業に影響を及ぼすのは避けられません。中でも、平成5年の鶏ふん発酵施設はMBRの監督・指導下にありながら悪臭、垂れ流しが放置されたままです。全てがグループ企業であり、企業モラルを立地の要件にすべきではありませんか。お答えください。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの御質問でございますが、悪臭の問題が現在もあるというのは十分認識しております。この事業をもって、その解決を図ると。最後のチャンスであるというのは先ほど答弁したとおりでございます。企業に我々が求めることは、やはり企業の責任として、積極的な改善を図っていただきたいということを強く望んでおります。

○議員（内藤 逸子君） グループ企業による既存施設の悪臭には、周辺だけでなく1キロメートル圏の山本でも洗濯物のおい、夜間、寝室までしみこみ、部屋の改造をした事例な

ど苦情に応じようとしておりません。宮環の発酵施設について、さきの3月議会で、担当課長は「ゼロであるべき」で、滞留の繰り返しを嘆いています。町長も、重大な問題であり実現しない現実を、現状を正したいと答弁されました。今もその考えは変わりませんか。いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになりますが、そういう現状がありますので今回の事業をもって、より改善していただくと、そういう要望でございます。

○議員（内藤 逸子君） 町長の認識は変わらないということで伺っておきます。地元との協定書にうたわれている、関連企業への指導、監督の徹底、その成果を見るまで立地に係る町の対応を保留すべきではありませんか。発酵施設への鶏ふん持ち込みが、果たして水分調整であるのか。農業用など目的外利用の常態下ではありませんか。担当課の調査ではゼロであるべき発酵施設に、4月、5月、6月ともに東側14槽全てに半分の高さが入っていると報告されています。町長の決意も無視されています。関連施設の悪臭根絶が先決ではないでしょうか。責任ある答弁を求めます。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど申したとおりでございます。現状があるという、現状問題があるというのは認識しております。ですから、今回の事業でそれを改善していただくというスタンスでございます。

○議員（内藤 逸子君） もう、このMBRができてからずっと、皆さん期待して確約書なんか結んだんですけど、結局、今まだ毎日のように、においも続いているということなんです。その苦しみをわかっていただきたいということで、私も何度も同じことを言い続けているんです。

木質バイオマス事業の原料確保のために、乱伐などの懸念です、今度は。事業計画では、発電原料となる木材を年間6万トンとしています。木材の主目的である建築用材やパルプ材とは別に、6万トンの原料確保にはどれだけの山林規模になりますか。計画書には、五ヶ瀬川流域、耳川流域の16業者と協定、8万3,000トン余の集荷予定としています。かなり広範囲の原料確保ですが、それでも1年分と少しです。木質バイオに関心が集まれば、林業への依存度の高い地域で、町村で見過ごすはずはありません。町の基本認識を示してください。

○町長（日高 昭彦君） 木質バイオマスに関しましては、これは全国的な取り組みでございます。まず、これによって林業関係者の活性化を期待するというのが事業の柱でありまして、これに基づく資産も、町ではなく県全体、そういう、先ほども言いました緑の産業再生プロジェクト協議会、そこが採択したということでございますので、一町、一つの地区で判断しているものではございませんし、材料の確保も十分あると聞いております。

○議員（内藤 逸子君） ブロイラー鶏ふん発電が、毎年13万2,000トンの原料が発生しています。木材の場合、6万トンの原料を使ったら、同じ場所からは30年か40年後でないと使用できません。その間、他の地域の原料を求めることになります。川南町は農業と漁業の町です。山林や原野は農業水利や豊かな漁場に大きな役割を持ちます。川南町が声を大にして

奨励し、また同意のお先棒を担ぐ理由がどこにありますか。町長、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 繰り返しになりますが、これは県段階での判断でございまして、町単独の判断ではございません。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 川南町につくる会社なんですけどね。川南町の声は反映されないということなんですか。

MBRの鶏ふん発電は、年間13万トン使用すると次年度も同じ量が再生されます。木質バイオは、6万トン使用したら同じ場所からは30年か40年後でないと原料は再生されません。言い換えれば、6万トン規模の不良材、山林用語では林地残材の出る山を30から40カ所確保しないとイケない。そうでないと再生可能エネルギーとは言えない。いかがですか。業者が競い合うことになれば、乱伐だけでなく価格の変動や畜産用のおがくず不足と、価格への影響は避けられません。町はどんな予測をしていますか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も同じことになりますが、この試算につきましては県段階で計算しておりますし、全国レベルの木材の面積、木材の量ですか、そういうものの試算の上での数字であると考えております。町単独では、町だけの材料を使うわけではございませんので特に問題はないと思っております。

○議員（内藤 逸子君） MBR利用の8万羽規模のあるブロイラー業者は、入数ごとに130立法メートルのおがくずが必要とといいます。今、児湯産業でおがくずの生産をしていますが、木質バイオの出現は原料となる木材の確保や価格の維持が心配だと語っています。グループ同士の競い合いではありませんか。無批判に推進する町の姿勢が問われませんか。町長、いかがですか。

○町長（日高 昭彦君） 何度も同じことになりますが、トータルで考えないと一町がその全ての森林の試算をできませんので、県の判断でそういう数字が出ていると思っております。

○議員（内藤 逸子君） 県の事業、県全体で考えると言われますけど、川南町にできる企業なんですよね。だから、やっぱり川南町でも細かな計算なんかする必要はあるんじゃないんですか。27億5,000万円の事業費に対して、14万円の補助ってということと、あとの残りは融資とされていますが、町の補助の有無は示されていませんが、町の農林業政策に合致しない事業に町の補助はあり得ないと考えます。町はMBRの発電原料となる養鶏場のおがくず不足や価格上昇も招きかねない木質バイオの推進をしてよいのでしょうか。また、チップス製造に、堆肥センターを貸し付けたいとありますが、山手地域の意向を無視した考えではありませんか。

今、今日、自然との調和、再生可能エネルギーは重要な課題です。MBR事業が畜ふんの適正処理の課題でもあり、現実を見ました。しかし、木質バイオについては本町の農林漁業の振興策との整合性も示していません。住宅地における工場の過密、MBR関連施設の畜ふ

ん堆積も未解決のままでは町民合意も図れません。町の厳正な対応を求めますが。

○農林水産課長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。先ほどから議論になっております県内の林地残材の賦存量。現在、県が推計しております、毎年出てくる賦存量というのが80万トンという推計が出ているようでございます。これは会議の中で県が示した数字でございます。

ただ、この80万トンという数字は机上の理論値でございます。当然、奥地の山に行きますと道もないということで、切り出せないというのがあるというふうな説明を受けております。それから逆算した場合に、県内では最大5社が限度だということを念頭におきながら、先ほど申しますとおり採択をされたというふうに我々は判断しております。

ちなみに、おがくずの原料でございますが、これは林地残材ではございません。通常の杉の木が原料ということですが、これにつきましては民有地、そういう部分のやはり杉の木を利用したり、それやら国有地、そういう部分を利用しておがくずが出てきておるようでございますので、この事業との直接的な関連というのは考えにくいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 川南町の環境をよくしたい、においをなくしてほしいという願いを私はいつも質問しているんですが、これを、やっぱり川南町は住みよい町ていう、みんな住んで喜ばれる町というのも町長も言っていると思いますので、ぜひ、においをなくす努力っていうのをしていただきたいと思います。

そして、次に移ります。

第3点は、難聴者対策についてです。視力が落ちたら眼鏡をかけます。しかし、補聴器は眼鏡ほど万能ではありません。握手のできる距離で、2人で話すときはいいのですが、会議とか病院とか、人の集まる場所ではうまく聞こえない場合もあります。川南町には、2級から6級までの聴覚障害手帳を持っておられる方が86名ほどおられます。手帳は持ってなくても、聴覚に障害を感じておられる方はたくさんおられると思います。難聴者にとって大変有効な磁気ループを、まず役場窓口に設置することはできないかということです。さっきの答弁では、全国どこにもないと言われましたが、もう20年以上前からループ導入は、され始めています。町長の見解をお聞かせください。

○町長（日高 昭彦君） 先ほど、例がないと申したのは、窓口での利用がございません。ほかには都市部において文化ホールであるとか、そういう公共の施設、そういうところでの設置はあるやに聞いております。現在、町として窓口の対応に関してでございますが、そういう耳の不自由な方が見えた場合には職員が寄り添ってしっかり対応しておりますし、それについての不安とか不満を現在は聞いておりません。よって、川南町としてはこれについての対応は考えておりません。

○議員（内藤 逸子君） 役場窓口に耳のマークをつけた窓口を設けて、聞き取りではなく

筆談をしてもらいたい。手話サークルの方のお話では、耳の聞こえない高校生への援助で、授業に付き添い先生の話を書き記して支援して高校生活を支えたそうです。先日の福祉大会でも、手話サークルの方々が活動しておられました。町長は、どう認識していますか。

○町長（日高 昭彦君） いろんな障害を持っておられる方に対して、いかにこの町が優しい町であるかというのは大事なことでありますし、それについてボランティアの方々、いろんな方々の御支援をいただいているのも事実でありますので、その点に関しては心より感謝申し上げます。これからもできる限り、町民である以上、等しく安心して暮らせる町を目指すことが大事だと思っております。

○議員（内藤 逸子君） 血流をよくし、中性脂肪、コレステロール値を正常にすれば症状が消失、緩和することがわかっています。40代後半から食生活の改善や運動によって、全身の健康保持に心がけることが大切だと聞きます。川南町の住民健診項目に、聴力検査を入れることを提案します。本当に聞こえが悪くなってからでは、補聴器をうまく使いこなせません。早期発見、早期対応すれば、コミュニケーションが取れて、人生をそのまま継続できる。孤立化を防ぎ、認知症予防にもなり、医療費削減にもつながります。難聴福祉対策について、その実現を求めまして質問を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、児玉助壽君に発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 通告に従い、質問いたします。

全国的に子育て中の親たちは、どうやったら自分の子が希望の保育所に入れるかだけでなく、保育の不備を社会や政治の問題として考えるようになってきており、子育て施策に力を入れる自治体には現役世代の夫婦が移り住み、そうでないところからは流出しています。定住化、地域の活性化や税収確保の観点からも子育て支援を軽んじることはできない。そこで、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に關係する子育て支援及び保育政策について伺います。

1点目、県内の認可保育所の定員に対する入所児童数を示す充足率は、2009年度101%、10年度102%、11年度104%、12年度106%と年々右肩上がりに上昇し、定員オーバー状況を示しているが、本町における認可保育所の保育士の確保状況、3歳児以下の潜在的な待機児童すなわち空き待ち児童の状況等について伺いたい。

2点目、公営保育所の民間委託契約において、過去の東及び十文字保育所、また今回の野田原保育所においても町外の法人と委託契約を結んでいるが、雇用、税収等を考慮すると町内法人に委託したほうが有益と思えるが、町内有志の参入要望はなかったのか、またこれらに關係する選定基準を伺いたい。

3点目、町内数カ所に点在する保育所は、その地域の文化を継承する場であり、地域の特性に沿った保育をすることにより後継者を育て地域の活性化が図られると思うが、町立保育所の統廃合で廃止地域の活性化を阻害していないのか、またそうならないための対策を伺いたい。

4点目、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法の注目すべき点は、保育や幼児教育を実施する主体は市町村と位置づけたことだ。市町村は地方版子ども・子育て会議の設置が努力義務となっている。地方版会議は、事業計画を初め地域に見合った子育て施策を議論する場となりますが、親たちや現場で働く人たちの声を反映させる方法を考えていくべきと思うが、いくことが町の責務と思うが、その対応策、また財政再建を優先する余り町立保育所の民営化、統廃合を推し進め、本町の将来を担う子供たちの保育や幼児教育を財政再建の犠牲にしようとしていないのか、それについて問題はないのか町長の所見を伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの児玉議員の質問にお答えいたします。4点ほどいただきました。

まず、1点目でございますが、現在の保育所に関しまして、児童館を含めた町立に関しましては、365名の定員に対しまして260名、充足率が71%。私立の4保育所は、270名に対しまして323名、充足率は120%。合計しますと、町全体におきましては101%となっております。保育士の確保はできているのかということでございますが、確保は十分できていると認識しております。そして現在のところ、待機児童、待っている子供さんの状況はございません。

2点目でございますが、これまでの契約についてどのような基準で選んだのかということでございますが、当然、これは保育所を設置して認可する審査基準というのがございます。また、その他の法令の定めるもの、それに県の示す基準を基本にいたしまして本町の民間委譲条件を示して公募させていただきました。

過去においては、一つは、全部町外と言われましたけど、東保育園につきましては町内の業者が経営しております。もう一つは町外、石井記念友愛社、で町内に関しましては敬神福祉会川南東保育園が運営しているところでございます。これの選定方式ですが、当然、確認事項がございますので、これまでの経営実績、資産、それから役員とか職員の構成、また今後の民間委譲に対する意見、運営方針であるとか資格、ノウハウ、理事長のこれまでの見識などいろんなことを総合的に提出させていただきまして、委譲先候補選定委員会に諮問、そして答申を受けて決定という手続になっております。これからの山本についても、同様の経過を踏まえていくところでございます。

3点目でございますが、地域力を活用した保育の必要性、安易な統廃合で地域間の格差は生まれるんじゃないか、大丈夫なのかという質問でございますが、現在、いろんな形で保育の視点確認をさせていただいておりますが、当然、地域の。地域との交流を含めた特色ある保育をさせていただいていると認識しております。これからのつきましても、色んな形で保護者が安心して子供を産み、育て、働くことができる、そういう社会環境の整備が求められているのは事実でございますので、一層、保育サービスの充実を図っていかねばならないと認識しております。

4点目の、子ども・子育て関連3法についてでございますが、議員のおっしゃられるとお

り昨年8月に国で成立したところでございます。早ければ、平成25年からのスタートということになっておりますが、それに先立ちまして、県としましては、地方といたしましては、地方版の子供会議の設置が努力義務ということで位置づけられております。本町におきましても、今度の9月議会にその条例案を上程し承認後にそういうスタートをする予定にはしております。それに関しましては、当然、国、県が示しておる施策を基本に、本町といたしましても5年に1度策定しております次世代育成支援対策行動計画、今回の分は、平成26年までのものでございます。そういう行動計画に基づき、推進、実施をしているところでございますので、民営化、特に財政的な問題だけで民営化を進めているところではございません。当然それは、子供たちにとって、本町にとって、また地域にとって望ましい姿になることを第一に考えて、前向きに捉えてるところでございます。

以上です。

○議長（竹本 修君） しばらく休憩いたします。10分間休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時05分再開

○議長（竹本 修君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○議員（児玉 助壽君） あんまり数字んことは言いたくないっちゃけど、俺頭がわりいから。町立は72%ちかいは充足し過ぎとるけんど、余ととるけんど。恐らく町立の場合は3歳児以下はあんまり受け入れんから、こういう数字になつとるっちゃけど、民間の場合では120%じゃったがね。

○町長（日高 昭彦君） はい。

○議員（児玉 助壽君） したら、町長、こりゃもう、定員オーバーになつとるじゃねえね。俺たち、この充足しとるちゅう答弁と当たらんけんど、ちゃんとすり合わせしたごたるけんど、執行部と。120%はオーバーじゃねつね。この民間の保育所は忙しして大変な割に、この賃金が安いという就労環境であっちゃけんどよ、それで保育所の資格を持った人は、毎年一定数誕生しているのに、募集してもなぜか集まらない保育士不足が起きています。県のこども政策課によると、保育士登録者数と就労する保育士のミスマッチが起きて、これ本町もこれ民間の何じゃ、そういう状況になつとるわけじゃがよ。今回これは3保育園を統廃合して1つにすれば、またこら定員がふえる方向にかじ切つとるわけだが、定員がふえていけば当然人員、これは国の基準値であつたけんど、これは基準にオーバーするような感じになるがよ。人員配置基準に適合した保育士の確保、これが必要になつとやが、何か聞くと定員の220%オーバー状況で、またこら一つしたら、ますますこれは定員オーバーにそのミスマッチが起きるがよ、そのあたりのこの状況把握ちゅうが全然できとらんじゃねえですか。

○町長（日高 昭彦君） まず、私のほうがお答えいたしまして、残りのほうは健康福祉課長に補足説明をさせます。

まず、充足率についてでございますが、平成11年度以降に関しまして、定員に対しましては120%までは受け入れられるということでございます。125%です、申しわけありません。それで、まず本町自体の定員全体で考えますと101%でございます。わかりやすく言うならば、町立は余ってるけど私立のほうは多いと、それはそれなりにサービスが向上しております、保護者からの要望が高いというふうに我々としては認識しております。

あと、保育士に関しまして補足説明を健康福祉課長にさせます。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 補足して御説明申し上げます。

定員につきましては、先ほど町長のほうから説明がありましたとおり、平成11年度以降は充足率がおおむね125%まで引き上げられたため、その前後までの充足率がアップしても可能であるという状態でございますので、その中で今の定員の割合ということで、これは特に県からの指摘を受けたり等はしておりませんで、ほかの市町村でも同じような状況になっているのかというふうに思っております。

また、保育士の改善問題につきましても、これも我が町の問題だけではなくて、全国的にやはり、そういう保育士の待遇改善ということがうたわれておりまして、本年度におきましては、国のほうで緊急の予算が計上されまして、保育士の処遇改善のための予算化が今されているところでございます。大変、全国的にそういう正直言いまして保育士不足になりがち傾向にございますので、そういう処遇改善事業等を通じて、保育所の待遇が改善されていくというふうに認識をしております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） この3つを1つにして、これは町は125%以内になるちゅう状況把握になっとつとね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問でございます。

3つを統合して私立を加えた場合、全体の充足率が約110%になるというふうに予測をしております。また今後、定員が減少傾向にございますので、その率は低下していくものというふうに思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） その3歳児以下の待機児童よ、そらもうゼロちゅうこつね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） 潜在という言葉をお使いになりましたけれども、この受付につきましては町の児童福祉系のほうで受け付けて配置するわけでございますけれども、その受付の段階でお断りして待機をしていただいているという状態ではございません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） その民間のほうもや、そら町立だけの話やないとね。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の質問でございますけれども、受付につきましては町立、公立両方合わせまして、町のほうで受け付けておりまして、内容によりましては、町立で厳しい場合は私立にお願いしたり、私立で厳しい場合は二次候補の町立

のほうにお願いしたりという状況で、そこで割り振りをさせていただいて了解を得て、そこで保育を行っているものでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 全部統廃合するような計画じゃけんども、統廃合が進めば、これは職を失う人が出てくるわけじゃがよ。町の職員については、これは公務員法によって保護されておるっちゃけんども、そうでない立場の弱い臨時、パート等の人については、雇用の場の少ない本町においてはその処遇が気になる場所でありまして、それらについてどう対処していくのかを伺いたい。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えします。

昨年度もございましたけれども、町の臨時職員につきましては、優先的に私立のほうの保育所のほうに入所できるようにお願いをし、また最終的には私立保育所のほうで試験といたしますか、適任審査をさせていただいて、その者につき入所しているというのが、本年度分は川南幼稚園、前の野田原保育所でもございました。来年度もそういう形で募集をかけていただくようになると思います。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 2点目ですけど、今までこの本町の産業の中樞を担ってきた第1次産業の後継者不足による高齢化、深刻な問題になっておるところでありまして、特に基幹産業の農業においては、それが顕著になっておるわけですが、これはやっぱり町長もこの前、通山小学校の卒業式にいたが記憶に新しいっちゃけんども、この通山小学校の今度の卒業生が進路表明をするわけですが、3名の児童が漁師になるという宣言したわけですがよ。今、町は大きければいいちゅうような考えしとるけんども、この大きいとこの保育所をめぐみやら番野地あたりの子が基幹産業の農業じゃとに、農業をするちゅう、従事するちゅう子がおらんかったとよね。ちゅうことは、これは大きいことはええこっちゃねえち思われるっちゃけんども、これどういうふうに見えるの、町長。

○町長（日高 昭彦君） ちょっと質問の意味をはき違えてるかもしれませんが、子供たちの進路に関しまして、川南町に残ってくれるそういう子供たちをどう育てるか、それは大きいところで育てるのがいいとか、小さいところがいいとかいうことではないというのは、児玉議員と一致していることだと思っておりますが、いかにその子供たちにとってふるさとが大事であるのか、今後またここに戻って来て、ここで川南で育ててほしいとそういう思いを子供のときから我々が育てていく、つまり次に親になるのは子供たちでありますから、その子供たちに我々大人としての責任を果たすということは非常に重要なことだと考えております。

○議員（児玉 助壽君） この地域の今、就労環境、また地域の特性。そんげなどを考えて、保育ちゅうとはしていかなよ。ある程度これはこんめえ時からよ、マインドとしていかな、これ後継者育たんと思ひよっけんどもよ。

その今、手前みそかしらんけども、本町の漁業でも一緒ですけどね、漁業者もどんどん高齢化していきよるけど、うちの漁協のこの漁師の就労年齢、この若さは県下はもとより全国的にもトップクラスにあるわけですが、この児童福祉法のもとに昭和39年に建設された児童館の存在があるちゅうてん過言じゃねえっちゃけど、その証拠が、これは第1回卒館生である48歳以下の漁業後継者のほぼ100%が児童館出身なんですけどよ、これはもう場所がこの地域の就労環境、またここら辺の保育園と違う運営の仕方が違うですわな、保護者が主体になっとなるかい。その地域のきずなやら結で運営されてきとっちゃけどよ。

そういうとを考えたら、今、大久保農協がなくなってから、あっこへんも分館から出る振興班が出てきとるとか、そういう話も聞いとる、かろうじてそういう組織があるから、この地域一群の何はよ、何していくちゃけどよ、何ちゅうたら悪いけど、その伝統やら文化を継承していくちゃけどよ。その一つの組織がなくなったらよ、これはそんなのは崩壊してしまうとですよ。

まあ、そういうとをやっば交流してよ、保育所やら何やらもよ、廃止とか統廃合せならんよ。今の菅原が統合してどんくらいなるかしらんけど、あそこのその地域間の交流状況があったときと今現在どういうふうになっとなか、そういうともやっばり精査してよ、せんよ。

この地域内交流が年々希薄していると、この川南町末端行政再生再編創造プランに矛盾した保育政策になりますよ。このもう今の状況じゃたらよ、もうこれはその大久保農協近所でんわかるごつよ。

地域に特性合わせたような何をせんな、地域の後継者やら現役世代が減少し、高齢化が進み、もう限界集落化するのが目に見えとるわけですが、もうそういうふうになっとなかところも川南町にはあるわけですわ。今、創造プランで公民館の現状も嘆いて問うとるけどよ、今問われとつとは、これは俺は、そのもととなる地域交流を阻害するこの今の子育て施策ちゅうとですかね、保育園を統廃合する。俺そういうじゃねえかなと思とってね、まあ児童福祉費を削減する川南町の保育政策に町の未来はあるのかを伺いたい。

○町長（日高 昭彦君） ただいま御指摘があったように、やはりいかに地域と結びつくかというのは非常に重要なことでもありますし、先ほど児玉議員が言われましたとおり、通山小学校で3人の子供さんが漁師になりたいということを聞いたとき、私も非常に、私は農家でありましたけれど、非常にうれしい思いがしたのは事実でございます。

今回、山本に関しましても特記事項といたしまして、いかに地域とかかわりを持つか、また園の解放、また自治会との交流、そして福祉事業者としての地域貢献、社会貢献、そういうものを選定基準の中に大きく特記した事項として取り上げております。暗に統廃合というのは効率性のみでやってるわけではなく、残念ながら子供たちがいないという現実も見つめながら、両面ではありますが、その中で地域と川南というすばらしさをどう子供たちに伝えるかというのは重要であるという認識は、議員と同じだと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） あんまりこれ言うと手前みそになるから言わんけども、次いきます、これ。この今年から給食センターを委託先を変更して、まあ変更契約した経緯があるわけですがよ、これは十文字やら、東、野田原保育所もこれは契約変更が可能なのですか。

○町長（日高 昭彦君） 児玉議員、もう一度、説明方お願いします。

○議員（児玉 助壽君） その時間戻さなだめじゃないか、したらこれ。時間戻して。もう一回言わずとやったら。その給食センター、今度は契約変更したですわね。だから、その今結んどる十文字や東、野田原も今後、委託契約の変更をすることが可能なのですかと聞きよっとです。

○副町長（山村 晴雄君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

学校給食の契約というのは、あくまでも業務委託であります。それで今、保育所の問題はこれは民間の保育士法人にもう移譲ということ。移譲したと、施設ともども移譲したということです。ちょっと業務委託の普通の契約とは違います。ということは、見直しとかその委託をやりかえるということにはなりません。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） これはしたら、委託契約が変更できんとやったらよね、これは移譲か、まあそのようなんをずっとやったら、これは慎重にせんないかんわけだがよ。まあさっきから聞いたら、いろいろこの選定基準を言いよったけど、まあほとんど実績関係のなんじゃったけんの。これ最初から実績のあるやつおらんちゃけんよ。これは試行錯誤繰り返して実績は積んでいくもんじゃけんの、これ実績を問題にしとったらよ、これは全然参入できんわね、もうどこも。ちゅうことは、これは非常に川南町にとってはマイナスじゃねえね、3,400万も俺の計算じゃ3,400万ぐらい、約3,400万ばっかりじゃったが、整備費やら入れたらよ。そしたら、これは民間に移譲とか、まあ東は町内じゃかいまあまあええかもしれんけど、まあ町に金が落ちるからええけんよ、これは野田原にしても十文字にしても、今度するところは特別じゃけんよ、あそこはもう完全なもうこれは民間じゃねえして、私立の保育園になるわけじゃわ、この社会福祉法人かNPOか知らんけんよ。あの社会法人じゃね、NPO法人じゃかい金もうけせんちゅうような考えしとるかもしれんけんよ、金をもうけとるかそこの「さざんか」もNPO法人じゃが、間違いを起こしとるけんよ、笑いごっちゃねえよ。

そして、今度は今のこの資料じゃ、これは保小連携で言よったけんよ、これは公と公の連携じゃたらうまくいくけん、まあそれは町の政策ですうっといくかもしれんけんよ、公と民との連携だかいね、簡単に連携、連携ちゅうけんよ。公と民の場合はよ、相入れん部分があるわけじゃわ、その今の財政的な経済的なもん含め、この運用、利用で。そこをどうやって、調整していくとですか。

○町長（日高 昭彦君） 児童福祉におきましては、民間であろうと町立であろう公的もん

であろうと、やはりそれは町の方針の中でやっていただいているところでございます。詳しいこと、足りない部分はまだ補足説明をお願いしますが、いずれにしても現在、保育園におきましていろんな問題があるかと思いますが、我々の耳に入っているのは、民間にしたからどうであったとか、地域と離れたとか、そういうことは聞いておりませんし、逆に、地域もしくは保護者との距離が近くなったという声のほうが私には多く聞こえてきております。

○教育長（木村 誠君） 保小連携につきまして、若干お話をさせていただきます。

昨年度、教育委員会、教育委員も鹿児島県の日置市、それから日南市立の北郷学園に視察に行かせていただきましたし、山本小学校も校長、教頭別々に都城の旧高城町、それから日南のほうにも視察に行っているようです。

来年度を見越して、今年度、山本小学校はまず山本保育所と色々な連携事業を考えております。まず、大きなのは、要するに職員同士の連絡協議会をやるということで、ことしは3回も計画されておりまして、6月には第1回が済んでいるようです。1回目は、保育所の先生方が学校に見えて、ともに1、2年生の授業参観をします。夏休みは、学校は休みですけど、保育所はありますよね。今度は保育の状況、保育を参観して、入学してからのことに関する事。そして3月は、大体第3回目の連絡協議会は今度、山本小学校に入ってくる子たちの子供に対しての連絡会ということで。

それから、子供の交流につきまして、たくさん考えておられるようです。運動会においては、保育園児が来てリズムダンスの発表をする。それから栽培活動、何か校門の横に芋が植えてあるようですけども、これも1、2年生とそれから年長さん組と一緒に収穫をする。それから、3学期になりましたら、1、2年生の生活科の中に保育園児を招いて交流すると。2年生でおもちゃ屋さんをやる、その中に保育園児がお客さんとして参加をするというようなことも考えられておられるようですし、逆に今度は、5年生あるいは6年生が保育所に行って保育体験をすると、そんなことも考えておられるようです。参観日につきまして、全ての参観日に保育園のほうの先生方に招待状を送って、できるだけ来ていただくと、そして見てもらうというようなことでやっております。

それから、小中連携ということで（26：23⑤）教育委員会がやっていますけれども、小中連携でやってることについて保小連携できないかということも、校長として考えておられて、まず挨拶からどうだろうかというようなことも、いろんな形で今年、連携を進めて来年度以降につないでいくという取り組みを今現在、山本小学校で進めておられます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） そのほかのとはどねか知らんけど、今度の件はほら、この事業主体が6,000万ばかり、俺の計算じゃ6,225万かぐらいの自己資金を投入するわけだがよ、じゃから今の独立した東やら、今の、十文字とは違うわけですよ。もう完全なこれは民営ちゅうか、私立の保育園になるわけですがよ、そういうふうにとっていいですね。ちゅうこと

は、あんまり町がああしちゃれ、こうしちゃれちゅうことは、あんまり権限的にはねえちゅうように思うっちゃけんども、まあそこがどこまで何するか知らんけど。

まあ今度のこの山本小学校内に建設される奴は、さっき言うたごとつ、完全なこれは權益を持った保育園じゃがよ。あれは何か石井十次社とか何とかいうとがするわけじゃが。ところが、3,400万ほどこれは町が補助した上に用地については3年、無償貸し付けちゅうこれは念には念に入れた財政支援をしておるわけじゃが、これをすつと、ためにもう財政再建というぐらいじゃから、こら財政的なメリットがあると思うけんども、どういうメリットがあつとですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） まず、ただいまの児玉議員の御質問でございますけれども、統合建設の場合、現在、公立保育所につきましては支援の手がございません。私立保育所につきましては、予算にも計上しておりますとおり、国のほうが2分の1、町が4分の1という支援の方法で建設ができるという特典がございますので、これを町がやった場合、満額かかります。その分の財政的に非常に優遇がされます。

また、今後の状況によりまして、出費される委託料等も町営でやった場合よりも確保されることが予想されますので、そういう意味での効果が出てくるものと思っております。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 勘違いしとるけんどもよ、町が出したとき、何千万ちゅうけんどもよ、町は自主財源比率が28%しかねえっちゃが、72%国が出すわけじゃわ。町が何ぼ出したかちいうてん、これ3,400万のよ、出してんよ。72%しか出しとらんわけじゃわ。建設してん、町がまあ町で建設してん、72%しか出さんわけじゃわ、28%しか。あとは国が面倒見ちゃつとやかいよ。そういう計算していくとよ、今のあんたどのメリットちゅうとはねえっちゃがね、まあ、あんまりメリットもねえごちやるけんどもよ、これは発注元がこれは、あの石井十次社じゃがよ。これは当然、この建設入札のね。ちゅうことは、町がいろいろ関与できんわけじゃがよ。もう、町内業者にこれは3,400万も出して、何して町内業者が受注して、町内に金が落ちることが理想じゃがよ。そのための工夫とか何かしとつとですか。

○健康福祉課長（佐藤 弘君） ただいまの児玉議員の御質問にお答えいたします。

この事業につきましては、先ほど申し上げましたように町の予算も使っておりますし、国の支援も得てます。この事業につきましては、県の指導を受けて入札等も行っていく方向で今やっておるところでございます。県の意向としましては、通常一般競争入札でいろんな方面に募集し、競争して行うことが望ましいということでございますけれども、市町村の意向も尊重するというので、本来この金額では町内の該当者が1業者である特Aという業者でプラス7業者の選考が妥当だということなんですけれども、希望いたしましてAクラス以上の町内業者の入った入札をお願いしておるところでございます。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） なあんにもせんかったら、この前も福寿園でその雨天何とかちゅ

うとも、みいんな町外のもんが持っていったっちゃがよ。いつもでもこんげなこつしよつたら町税を何のために使いよつとか、高鍋町民のために使いよつとか、どこの町民、よその町のために使いよつとかちゅか言われるばい。

最後にいきます、もう時間がねえから。今度、政府の三位一体改革により平成16年度から、この国の公立保育所による保育所に対する運営費の補助がこれは廃止されて、地方における子育て支援策がされましたが、これは地方における子育て支援策の推進を阻害しないように、公立保育所負担金、いわゆる一般財源化に係る経費相当額については、地方交付税法等に規定する基準財政需要額に参入するように対応されているわけですが、これらを資料じゃ真っ黒く塗り潰してよ、一円もねえごっち、これは、そういうねえようなことしとるがよ。この積算根拠、これは保護者に隠しとつとやがよ。これを積算根拠にしたこの財政メリットを示した根拠は何ですか。

○副町長（山村 晴雄君） 児玉議員の質問にお答えをいたします。

財政的メリットでありますけども、これは昨年度の質問でも一部お答えをいたしたかと思えます。その中で、16年に三位一体改革で一般財源化をされた。ということは、今まで国庫負担、それから県負担金で措置がされておりましたのが、交付税措置ということになったわけです。それは公立の町立の保育所だけになったということで、私立の保育所というのは、従前どおり現在も国庫負担、それから県費、県の負担金ということで措置をされております。

ちなみにことしの負担金を見ますと、今度、野田原保育所はこの4月から民間に移譲したわけですがけれども、それでどれだけ負担金とそれらがあつたかと言いますと、これは24年度の当初予算と25年度の当初予算の中の国庫負担金、県負担金、保育所措置費のそれを見ていただくと、差額が国庫で772万4,000円、それから県費で386万2,000円、計1,158万6,000円が国庫それから県費負担金として、昨年よりも増額していると。この分は民間に移譲したがために国庫負担金として、また出てきたということでもあります。

ただ単に、その交付税のほうは、その分は確かに減額はされております。ただ、交付税の中でどれだけ年間に要するのかという需要額がありますけども、それから基準収入額というのを引きます。そうすると本町の場合、23年度見た場合に34%が基準収入額ということで、言うなれば34%分はカットされたと、そういう見方ができるんじゃないかと思えます。それがまた、国庫金、県費として出てくれば100%出てくると、そういうメリットがあるようでもあります。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） 所得譲与税でされとるわけじゃがよ。これは、これもうそ書いとるはね、町負担割のほう86%、84%。これは川南町は自主財源比率は28%しかねえわけだから、この86.2%のうち72%は交付税として入ってきとつとですよ。そんげなるでしょう。

○副町長（山村 晴雄君） ちょっとその80%、ちょっと意味がちょっとわかりません。それで、先ほど所得譲与税のことを申されましたけれども、これは確かにその一般財源化を三

位一体改革で16年度からやったわけですがけれども、そのときに財源の手当として所得譲与税というのが生まれました。しかし、これは3年間で終わりました。何で3年間で終わったかという、3年目から税源移譲がなされてきて、所得税が市町村の町村民税のほうに税が移譲されましたので、それをもって所得譲与税というのは3年で終わったということでありませぬ。

○議員(児玉 助壽君) これ言いよつと長くなるけども、これ読むと長くなるから読まんけんどもよ。私が言よるのはこの川南町は自主財源が70かそこらしかないっちゃろ。そしたら86%は負担できんじゃねえね。だいたい自主財源がじゃね、依存財源でおさめとるっちゃかいかい、町の懐が痛むとは28%か30%ぐらいじゃつとやがね、町の負担は86%ちゅうことじゃねっちゃがね。自主財源が28%しかないのに、86%の負担できますか。

これはもう他人の子ら保育するちゅう、この精神的、肉体的過酷な労働、民間に丸投げし、保育士を安い賃金で酷使するのがメリットみたいにしとるけんどもよ、この町の積算根拠、重労働の割に給料が安い問題になっている民間の保育士、ことしの夏から国、県の補助で月額8,000円上げることになつとっちゃがよ。その民間の保育士の現場で働く人とよ、公立保育所で働く人の賃金や給与に比較してよ、公立の保育所で働く人のほうが給与の高さをアピールしとるがよ、この公立保育所の職員の給与は法で定められたものと思うがよ。この高さをアピールする根拠は何ですか。(発言する者あり)

○議長(竹本 修君) 暫時休憩します。

午後2時47分休憩

.....

午後2時48分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

○健康福祉課長(佐藤 弘君) ただいまの児玉議員の御質問でございます。

保育所の給与を特出して差をつけるためにあらわしたわけではございませんで、これは現実的にかかっている費用の比較という形で上げておる次第でございます。

また、先ほどの多分、勉強会での資料を見て言われてるんだらうと思ひますけども、その中にも先ほど言われたような交付税云々の表現がなかったということで、その後に修正して資料をお渡ししているというふう覚えております。

以上でございます。

○議員(児玉 助壽君) 経費はねえ、国が見るごつなつとつとやがね、人件費も役場の職員も人件費も国が見るごつなつとつとでしょう。国の委任事務じゃから。ほとんど経費は人件費になつとるはずじゃ。(発言する者あり)

議長、答えさせんなやね。時間がもったいねっちゃが、ほらどどん時間がねえなると、時間で飯食いよつとん。

地方自治法であるは、人件費、経費の分はよ、これ。この譲与税はなくなったか知らんけど、ちゃあんとこれ基準財政需要額でよ、算入するごつなとととやがね、何してん。経費ちゅうたら、ほとんど経費ちゅうたら人件費が入とっちゃがね。いいですか、約70%がこの交付税に依存しとととやろ。ちゅうことはよ、町は出しまえはねえとよ。その交付税を人に給料でやって、町に税収をあぐるとが自主財源確保であってよ、きっと財政改革じゃねえわね。町が全部100%あんだ運営しとるような考えしとるからおかしいなるわ。

子ども・子育て支援制度の主な施策は、1、親の働き方にかかわらず、保育と幼児教育の両方を受けられる認定こども園の普及。2、相談や一時預かりなど地域の子育て拠点の充実。3、保育所に入れない待機児童の解消。4、都市部の人口減少地域での少人数保育に公費で運営を補助する地域型保育の新設などであり、施設、予算等の拡充が必要な制度であります。

それにもかかわらずこら、その地で子育ての悩みに直面している人たちに不便を強いているのが、うちの保育政策であります。

財政再建を優先する余り、保育や幼児教育の経費を削減するなど、子育て施策を軽んじれば、現役世代が町外に流出し、人口が減少するとともに地域の活力も消失し、町が依存する所得譲与税も減額するなど、ねなとれば地方交付税じゃね、それが減額する三悪が重なりますが、そんな町に将来ならないように、いま一度町立保育所の民間移譲、統廃合を見直し、現役世代が本町に移り住んでも子供を育て、移り住んでも子供を育てたくなるような子ども施策を構築すべきではないのか、最後に伺って質問を終わります。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問でございますが、民営化するというのは、財政的なことのみを重視してるわけではございません。先ほども申し上げたつもりでございますが、そういう計画に基づいて実施、推進しているところでありますし、現に民営化した保育園について非常に人気が高いというのは、保護者についてのサービスが一層向上している面であると信じております。

いずれにいたしましても、子供たちにとって大事であるちゅうのは当然でありますので、軽んじる方向には全く進んでないと考えております。（発言する者あり）

○議長（竹本 修君） 以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後2時55分閉会